

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【文部科学省】 (i)教員免許法(昭24法147) (ii)保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例(附則18項)については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数(施行規則附則10項)に含まれることを関係機関に改めて通知するとともに、新たに免許状を取得しようとする者に周知する。 [措置済み(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]	—	保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数(施行規則附則10項)に含まれることを関係機関に改めて通知し、新たに免許状を取得しようとする者に周知した。	【文部科学省】児童福祉法施行規則の改正に伴う幼保特例対象施設について(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_2	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (i)道路運送法(昭26法183) (ii)地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位(施行規則5条)の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化するため、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議における関係者の意見も踏まえながら地方運輸局が営業区域を見直した事例と併せて、令和元年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。	—	「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議において、既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の意見により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直しを協議事項とすることを明確化した。	【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(令和2年3月31日付け自動車局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_4	国土交通省自動車局旅客課
5【厚生労働省】 (i)生活保護法(昭25法144) (ii)費用等の徴収(78条)等に基づき生じる債権の収納の事務については、私人に委託することを可能とする。	—	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_3	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (i)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び認能訓練士法(昭46法64) 医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による難(名簿)登録の抹消(消院)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書及び死体検査書は写しの使用が可能となるよう、「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」(昭35厚生省医務局)を令和元年度中に改正する。	—	医療従事者の死亡による難(名簿)登録の抹消(消院)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書等の写しの使用が可能であることを通知した。	【厚生労働省】医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請についての一部改正について(令和元年12月18日付け医政発1218第7号厚生労働省医政局長通知) 【厚生労働省】新旧対照表(令和元年9月30日厚生労働省令第57号) 【厚生労働省】医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免除等の免除等の申請について(令和元年12月18日付け厚生労働省医政局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_7	厚生労働省医政局医事課
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 (1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援について、医療保険制度や既存の補助事業による対応を認め、保育所や学校等における医療的ケア児の受け入れ体制を整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】 医療的ケア児の受け入れ体制を整備する方策について、医療保険制度や既存の補助事業による対応を認め、保育所や学校等における医療的ケア児の受け入れ体制を整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	医療的ケア児の受け入れ体制整備について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数を拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充とともに学校における支援体制の在り方にについて調査研究を実施するため、以下の措置を講ずる。 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供について は、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 【措置済み】訪問看護情報提供療養費の算定対象についての一部改正(令和2年厚生労働省告示第62号) ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充とともに学校における支援体制の在り方にについて調査研究を実施するため、以下の措置を講ずる。 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供について は、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 【措置済み】訪問看護情報提供療養費の算定対象についての一部改正(令和2年厚生労働省告示第62号) ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充とともに学校における支援体制の在り方にについて調査研究を実施する。 【措置済み】(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	【厚生労働省】訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】多様な保育能進事業の実施についての一部改正について(令和3年1月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】新旧対照表(令和元年9月30日厚生労働省令第57号) 【厚生労働省】医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免除等の免除等の申請について(令和元年12月18日付け厚生労働省医政局長通知) 【厚生労働省】12月1日付け厚生労働省次官通知 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受け入れ体制の在り方にに関する調査研究)の公募について(令和3年12月1日付け厚生労働省次官通知) 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受け入れ体制の在り方にに関する調査研究)の公募について(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_8	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省	提案 内容	規制等	提案事項 重点化	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における既終了の 審査結果(既終了)
R1	9	09.土木・建築	一般市	佐伯市、大分市、中津市、杵井町、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後水谷市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	道路整備特例推進法第24条第1項但書、同法施行令第11条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	災害ボランティア車両に係る料金の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会による運用の明確化	【現状】災害ボランティアのため使用するものとして料金を徴収しない車両は、告示において、地方公共団体等が要請したボランティア活動のため使用する車両で当該道路を管理する会社等が料金を徴収することが著しく不適当であると認めたものが対象とされている。 【具体的な障害】 <ul style="list-style-type: none">・申請者は、最寄りの市役所の窓口にボランティア証明書を提出した上で、車両証明書の発行を受ける。窓口では被災地までの経路の確認等をして、発行を行っている。・車両証明書は、精算する料金所(出入口)ごとに枚数が必要であり、証明書に記載したICでしか利用することができないため、被災地が遠距離となれば、証明書を往復分で何枚も発行する必要がある。・申請者が車名や経路等を熟知していないケースが多く、その度、窓口職員が高齢道路会社のホームページ等で経路を確認している。・被災地へ往復間で急な経路変更等が発生した場合に、申請者が再度窓口に来向き、新たに発行した証明書を料金所に郵送しなければならない。 なお、被災地本部において同様の事務が発生するため、復旧業務を行っても負担が重い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosukokka.html
R1	10	05.教育・文化	都道府県	岩手県、盛岡市、一戸町、秋田県	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	平成28年2月16日付け事務連絡(文部科学省初等中等教育局高教修了支援室)	マイナーハードウェア制度を利用した就学支援金事務処理システムの実用化	マイナーハードウェア制度を利用した就学支援金事務処理システムの実用化を企図するにあたり、料金の支拂いを簡便化するため、文部科学省等の各教育局高教修了支援室からマイナーハードウェア制度により就学支援金支給手続きを行う(平成28年2月16日付け事務連絡)が行われ、認定権限を公立学校に委任している場合も含め、いかなる場合においても申請者による仕組みを簡便化し、都道府県の実情に応じて各学校においても柔軟に対応する仕組みづくりすること。	-
R1	11	07.産業振興	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	経済産業省	B. 地方に対する規制緩和	仮設施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項	仮設施設有効活用等事業に係る助成対象要件	独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する仮設施設で、東日本大震災津波波では被災した企業が仮設施設するに措置されたものであり、非常に有意な事業である。 仮設施設設立のための費用を終ええたことを理由とする撤去等を助成対象とするよう要件の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosukokka.yosan.html
R1	12	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、盛岡市、一戸町、陸前高田市、西和賀町、一戸町	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	診療報酬の算定方法 平成20年厚生労働省告示第59号 別表第一 第三章第二部通則	診療報酬の算定方法の見直し	広大な県をもつて、医療資源の乏しい地域を抱える岩手県では、県が開設者となって26県立病院等(20病院及び6地域診療センター)及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事故や医療費等に思はない地域における、地域の初期救護等の役割を担っている。これらの県立病院等においては、各医療圏内で診療機能を分担し、地域医療連携(病・病・病連携)と医療連携(病・病・病連携)の構築を進めている。 東日本大震災津波波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉の課題への対応の必要性が強く求められたことにより、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 一方、県内において、例えば多くの仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用していた仮設施設が空き居る等、その後の活用方法が見込めない仮設施設も増加しており、県内市町村からは、まちづくの観点から仮設施設の撤去助成を望む声が多くある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosukokka.html
R1	13	08.消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡(「東日本大震災による社会福祉施設等に対する介護費の取扱いについて」)(平成23年5月1日付)	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に從事させることがきらめるもの。」に「福祉(介護)の受託者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時ににおける高齢者、障がい者等の要配慮者の介護費の支拂いが実現される。	【課題】災害時においては、被災者に対する、医療のほか福祉の支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応接体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。 【現状】東日本大震災津波波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉の課題への対応の必要性が強く求められたことにより、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。	-
R1	14	08.消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成31年2月1日付厚生労働省令(「災害時における要配慮者の介護費の取扱いについて」)(平成31年3月1日付)	災害時における要配慮者の介護費の取扱いの制度化及び派遣・調整システムの構築	災害時においては、被災者に対する、医療のほか福祉の支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応接体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。 【現状】東日本大震災津波波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉の課題への対応の必要性が強く求められたことにより、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。	-
R1	15	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	自殺対策費補助金(地域自殺対策推進センター運営事業)交付要綱	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	本県の事業「自殺対策費補助金」の財源がなっている限り自殺対策費補助金については、例年12～1月頃の交付決定となっており、平成30年度も1月の交付決定となっている。 地域自殺対策推進センター(精神保健福祉センターに設置)の運営費については、同補助金を財源としているが、事業費の約8割が相談対応及び市町村計画策定等の支援にあたるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業費が困難なことから、年度当初の早期の交付決定が必要である。 (参考)平成30年度の交付決定 平成31年1月8日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosukokka.html
R1	16	12.その他	町	北栄町	総務省	B. 地方に対する規制緩和	住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に係る委託による料金の算定等による規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付料定及び請求内容等の審査並びに料金の算定等による規制緩和	平成27年度に支所の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	-
R1	17	12.その他	町	北栄町	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地方公営企業法(第34条の2)	地方公営企業の出資事業における出資事務等に付ける会計管理者も行わせることができる要件の緩和	【概要】各文一部抜粋 【財務専用等が適用される場合の管理者の権限】 第34条の2 地方公営企業の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出資その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公営企業の会計管理者に行わせることができる。 【制度改正要求の内容】 財務適用企業は、地方公営企業の長が出納事務の責任者となるより、出納事務に習熟している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化になるものと想定されていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少人数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】 本町では、特別会社(職員2名)で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。 出納事務は、特別会社ではなく普通会計同様に会計管理者が行なうが、法適用に伴う出納事務の権限が自ら整理されると懸念された。 そのため、審査会計によって出納事務を行なう職員に対する公的業務の範囲を定め、出納事務を行なうこととした。 しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行なっており、事務職員のみに出納事務を行なわせて、もう一方の者(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できな	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
—	—	—	【国土交通省】災害ボランティア車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行方法の見直しについて(令和元年7月1日付け国土交通省道路局高速道路課長事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/tshainbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#1_9	国土交通省道路局高速道路課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (32)自殺対策基本法(平18法律85) 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。	—	自殺対策費補助金の交付決定について、令和2年度は10月29日に行った(なお、令和元年度は11月22日に交付決定を行った)。	—	—	厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【文部科学省】 (3)教育職員免許法(昭24法147) (3)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【文部科学省】 (7)教育職員免許法(昭24法147) (i)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数(別表8)については、小学校における専任教員として勤務した年数についても、小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数を算定することとする。	令和4年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立した。 同改正法は令和4年7月1日に施行され、中学校教諭免許状所有者が小学校専科教員として勤務した年数についても、小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数(別表8)についても、小学校における専任教員としての在職年数を算定することが可能となった。	【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行について(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_18	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
5【厚生労働省】 (19)狂犬病予防法(昭26法45) (i)社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・接護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。	-	既設の社会福祉法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととした。	【厚生労働省】国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和についての一部改正について(令和2年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・接護局長、社会・接護局障害保健福祉部長、老健局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_19	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るために、地方公共団体における事務の実施及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るために、令和3年度中に政令を改正し、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理し、市町村に令和3年度中に適用する。 (ii)犬の所在地が国外に変更される場合には、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下の事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を消除できることとした。(令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公示)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_20	厚生労働省健康局結核感染症課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るために、地方公共団体における事務の実施及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るために、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理し、市町村に令和3年度中に適用する。 (ii)犬の所在地が国外に変更される場合には、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下の事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を消除できることとした。(令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公示)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_21	厚生労働省健康局結核感染症課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るために、地方公共団体における事務の実施及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (i)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るために、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理し、市町村に令和3年度中に適用する。 (ii)犬の所在地が国外に変更される場合には、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下の事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を消除できることとした。(令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公示)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_22	厚生労働省健康局結核感染症課
5【内閣府】(ii)【厚生労働省】(33)(iii)【子ども・子育て支援法】(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	-	地域型保育事業を行なう者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村が「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公示)	-	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省 管轄	提案 内容	掲載法令等	提案事項 実施年度	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における既終的な 審査結果(結果)
R1 27	12.その他 指定期	京都市 内閣府、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車等に対する規制緩和の実施	自転車の保管に係る費用の徴収・収納業務の私人委託	当市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車等に対する規制緩和の実施」に係る費用の徴収・収納業務の私人委託に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。このため、自転車の保管・運送業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納業務のみ職員が実施しなければならず、非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/telanbosyukekka.html		
R1 28	09.土木・建築 都道府県 奈良県 国土交通省	公営住宅法第29条、第32条 地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	B 地方 に対する 規制緩和	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期間が経過した不正居戸等による損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるよう公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明渡す日までの期間については、近傍同様の住宅の家賃の2倍に相当する額」(奈良県県営住宅条例第30条第3項及び第4項)に定められており、更に規則において「近傍同様の住宅の家賃の2倍に相当する額」(奈良県県営住宅条例施行規則第19条)と定めている。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日付令第153号)を参考に定めている。「近傍同様の住宅の家賃の2倍に相当する額」については、知事が規定する額によって債務を履行する場合、規則で定める額の金額によって債務を履行する場合、規則で定めた入居時に説明を行って、民法第420条における損害賠償金の約定している。同じく、近傍のいわゆる県営住宅の退去者が債務を履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金については、私人に委託できないから、現在職員で徴収にあたっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html			
R1 29	02.農業・農地 都道府県 奈良県 農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	畜産・酪農收益力強化総合対策基金等事業補助交付金付与要綱 (平成28年1月20日付)27号 農林水産事業次官 依命通知	畜産・酪農收益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化	畜産・酪農收益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業着手の簡素化や執行フローの見直しを行なう。	畜産・酪農收益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業は、必要な事務手続が多く、時間を使っている。 【施設整備事業】 本事業は、交付決定が月曜日であるため、契約・着工は7月頃になることが多いところ、施設整備に十分な工事期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年内に間に合はず、事業終了した事例がある。 同じくして、交付決定前の事の契約・着工を可能とするや割当内示前の札公告を可能とすることによって十分な工期の確保に向けた取組を行なっているが、この場合、交付決定までのあらゆる損失は協議会の責任とされている。また、契約は原則として、年内に完了するが承認ができない。 【機械導入事業】 本事業につけて、要望調査から事業着手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも、着手が遅れる場合がある。本県では、近畿の家庭の番然被害への対応策として、本事業を活用して番然対策用の機械整備事業を実施しているが、以前は7月頃になると機器が整備されることは分かり、タイムリーな機械導入ができないために補助の申請が滞る事例も出でている。 要望調査を前倒しすることで要望調査の審査期間の短縮等の事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html		
R1 30	03.医療・福祉 都道府県 奈良県 内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定こども施設整備交付金交付要綱	認定こども施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	認定こども施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	認定こども施設整備交付金は文科省・厚生労働省等の監修に係る費用を算入する手数料を支拂うが、国民の資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いをする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きくなり、立替え払いは資金繩の負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。 また、両省共に範例を理由に年内最後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度横越する際、年内最後から交付決定前の事由(地元との協議等)による年度横越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html		
R1 31	12.その他 市区長会 特別区長会 總務省	B 地方 に対する 規制緩和	「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付)行住行第47号	住民基本台帳事務関係システムからの「性別」欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。	【例:住民基本台帳カード関係様式】 ・「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付行住行第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知に技術的助言があるものの、様式へ「※住民票コードがつかない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付されていることを踏まえると、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解釈する方が一般的だと想われる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別同一性(性別同一性)」が異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html		
R1 32	12.その他 市区長会 特別区長会 總務省	B 地方 に対する 規制緩和	行政手続における特許の個人情報を識別するための番号の利用に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カードシステムによる特定個人情報の提供等に関する令告第26条、第27条、電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律施行規則第13条、第14条	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載電子証明書の電子証明書の有効期間は、一律、発行日の日から10回目の誕生日にあるに対し、マイナンバーカード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する令告第26条、第27条	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合は、電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書の更新申請を行う必要があります。 20歳以下の場合は、マイナンバーカード搭載電子証明書の有効期間は、一律、発行日の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到達による更新に際し、有効期間の遅延によりトラブルが生じないよう注意を講じること。	20歳以下の場合は、マイナンバーカード搭載電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書の更新申請を行う必要があります。 しかし、所有者が有効期間の不一致を認識しない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。 この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや認証書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多い。 多数寄せられることが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html		
R1 33	12.その他 市区長会 特別区長会 總務省	B 地方 に対する 規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱第7条	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱第7条	個人番号カード交付事業費補助金の交付対象の明確化	マイナンバーカードの交付手数料は条例で定めているが、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱による補助金の対象となる場合は、手数料の対象外(無料)としており、補助金の対象とならない場合は、手数料として算定している。 そのため、申請者の責めによる場合の再交付であっても大部が算定される。そのため、手数料を算定する手数料を算出せざるを得ない。今後、有効期間到来によるマイナンバーカード更新の際に手数料が生じることは、更新意欲の妨げとなり、カード普及率の低下につながる懸念が生じている。今後、マイナンバーカードの生活を推進していく上で、支障になると思料される。	-		
R1 34	03.医療・福祉 都道府県 島根県、中国地方 内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	出生事故は、医師や看護師など、病院に勤務する女性の離職理由として大部が占めている。 各病院では、離職防止のため、他の産業に先駆けて院内保育施設の整備を進め、女性の働きやすさ・職場づくりに取り組んでおり、新規開設や既存施設の改修等による助成の対象は認可保育施設の認可基準が適用され、制度後に設置された保育施設との格差が生じている。 一方で、島根県では、院内保育施設は国から厚生労働省が認可するもので、設置時期を同じくして認可するに、国に支援を除外するのではなくしては、見誤り受けている。 認可保育施設は、認可保育所に対して公的な補助があるが、医療従事者確保のために、病院は保育施設の運営を続けていかなければならない。	-			
R1 35	12.その他 都道府県 島根県、中国地方 内閣府、警務省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	「住民基本台帳制度におけるDV等被害者の支援措置」 「住民基本台帳法第11条、第12条、第12条の2、第20条、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6、第20条の7、第20条の8、第20条の9、第20条の10、第20条の11、第20条の12、第20条の13、第20条の14、第20条の15、第20条の16、第20条の17、第20条の18、第20条の19、第20条の20、第20条の21、第20条の22、第20条の23、第20条の24、第20条の25、第20条の26、第20条の27、第20条の28、第20条の29、第20条の30、第20条の31、第20条の32、第20条の33、第20条の34、第20条の35、第20条の36、第20条の37、第20条の38、第20条の39、第20条の40、第20条の41、第20条の42、第20条の43、第20条の44、第20条の45、第20条の46、第20条の47、第20条の48、第20条の49、第20条の50、第20条の51、第20条の52、第20条の53、第20条の54、第20条の55、第20条の56、第20条の57、第20条の58、第20条の59、第20条の60、第20条の61、第20条の62、第20条の63、第20条の64、第20条の65、第20条の66、第20条の67、第20条の68、第20条の69、第20条の70、第20条の71、第20条の72、第20条の73、第20条の74、第20条の75、第20条の76、第20条の77、第20条の78、第20条の79、第20条の80、第20条の81、第20条の82、第20条の83、第20条の84、第20条の85、第20条の86、第20条の87、第20条の88、第20条の89、第20条の90、第20条の91、第20条の92、第20条の93、第20条の94、第20条の95、第20条の96、第20条の97、第20条の98、第20条の99、第20条の100、第20条の101、第20条の102、第20条の103、第20条の104、第20条の105、第20条の106、第20条の107、第20条の108、第20条の109、第20条の110、第20条の111、第20条の112、第20条の113、第20条の114、第20条の115、第20条の116、第20条の117、第20条の118、第20条の119、第20条の120、第20条の121、第20条の122、第20条の123、第20条の124、第20条の125、第20条の126、第20条の127、第20条の128、第20条の129、第20条の130、第20条の131、第20条の132、第20条の133、第20条の134、第20条の135、第20条の136、第20条の137、第20条の138、第20条の139、第20条の140、第20条の141、第20条の142、第20条の143、第20条の144、第20条の145、第20条の146、第20条の147、第20条の148、第20条の149、第20条の150、第20条の151、第20条の152、第20条の153、第20条の154、第20条の155、第20条の156、第20条の157、第20条の158、第20条の159、第20条の160、第20条の161、第20条の162、第20条の163、第20条の164、第20条の165、第20条の166、第20条の167、第20条の168、第20条の169、第20条の170、第20条の171、第20条の172、第20条の173、第20条の174、第20条の175、第20条の176、第20条の177、第20条の178、第20条の179、第20条の180、第20条の181、第20条の182、第20条の183、第20条の184、第20条の185、第20条の186、第20条の187、第20条の188、第20条の189、第20条の190、第20条の191、第20条の192、第20条の193、第20条の194、第20条の195、第20条の196、第20条の197、第20条の198、第20条の199、第20条の200、第20条の201、第20条の202、第20条の203、第20条の204、第20条の205、第20条の206、第20条の207、第20条の208、第20条の209、第20条の210、第20条の211、第20条の212、第20条の213、第20条の214、第20条の215、第20条の216、第20条の217、第20条の218、第20条の219、第20条の220、第20条の221、第20条の222、第20条の223、第20条の224、第20条の225、第20条の226、第20条の227、第20条の228、第20条の229、第20条の230、第20条の231、第20条の232、第20条の233、第20条の234、第20条の235、第20条の236、第20条の237、第20条の238、第20条の239、第20条の240、第20条の241、第20条の242、第20条の243、第20条の244、第20条の245、第20条の246、第20条の247、第20条の248、第20条の249、第20条の250、第20条の251、第20条の252、第20条の253、第20条の254、第20条の255、第20条の256、第20条の257、第20条の258、第20条の259、第20条の260、第20条の261、第20条の262、第20条の263、第20条の264、第20条の265、第20条の266、第20条の267、第20条の268、第20条の269、第20条の270、第20条の271、第20条の272、第20条の273、第20条の274、第20条の275、第20条の276、第20条の277、第20条の278、第20条の279、第20条の280、第20条の281、第20条の282、第20条の283、第20条の284、第20条の285、第20条の286、第20条の287、第20条の288、第20条の289、第20条の290、第20条の291、第20条の292、第20条の293、第20条の294、第20条の295、第20条の296、第20条の297、第20条の298、第20条の299、第20条の300、第20条の301、第20条の302、第20条の303、第20条の304、第20条の305、第20条の306、第20条の307、第20条の308、第20条の309、第20条の310、第20条の311、第20条の312、第20条の313、第20条の314、第20条の315、第20条の316、第20条の317、第20条の318、第20条の319、第20条の320、第20条の321、第20条の322、第20条の323、第20条の324、第20条の325、第20条の326、第20条の327、第20条の328、第20条の329、第20条の330、第20条の331、第20条の332、第20条の333、第20条の334、第20条の335、第20条の336、第20条の337、第20条の338、第20条の339、第20条の340、第20条の341、第20条の342、第20条の343、第20条の344、第20条の345、第20条の346、第20条の347、第20条の348、第20条の349、第20条の350、第20条の351、第20条の352、第20条の353、第20条の354、第20条の355、第20条の356、第20条の357、第20条の358、第20条の359、第20条の360、第20条の361、第20条の362、第20条の363、第20条の364、第20条の365、第20条の366、第20条の367、第20条の368、第20条の369、第20条の370、第20条の371、第20条の372、第20条の373、第20条の374、第20条の375、第20条の376、第20条の377、第20条の378、第20条の379、第20条の380、第20条の381、第20条の382、第20条の383、第20条の384、第20条の385、第20条の386、第20条の387、第20条の388、第20条の389、第20条の390、第20条の391、第20条の392、第20条の393、第20条の394、第20条の395、第20条の396、第20条の397、第20条の398、第20条の399、第20条の400、第20条の401、第20条の402、第20条の403、第20条の404、第20条の405、第20条の406、第20条の407、第20条の408、第20条の409、第20条の410、第20条の411、第20条の412、第20条の413、第20条の414、第20条の415、第20条の416、第20条の417、第20条の418、第20条の419、第20条の420、第20条の421、第20条の422、第20条の423、第20条の424、第20条の425、第20条の426、第20条の427、第20条の428、第20条の429、第20条の430、第20条の431、第20条の432、第20条の433、第20条の434、第20条の435、第20条の436、第20条の437、第20条の438、第20条の439、第20条の440、第20条の441、第20条の442、第20条の443、第20条の444、第20条の445、第20条の446、第20条の447、第20条の448、第20条の449、第20条の450、第20条の451、第20条の452、第20条の453、第20条の454、第20条の455、第20条の456、第20条の457、第20条の458、第20条の459、第20条の460、第20条の461、第20条の462、第20条の463、第20条の464、第20条の465、第20条の466、第20条の467、第20条の468、第20条の469、第20条の470、第20条の471、第20条の472、第20条の473、第20条の474、第20条の475、第20条の476、第20条の477、第20条の478、第20条の479、第20条の480、第20条の481、第20条の482、第20条の483、第20条の484、第20条の485、第20条の486、第20条の487、第20条の488、第20条の489、第20条の490、第20条の491、第20条の492、第20条の493、第20条の494、第20条の495、第20条の496、第20条の497、第20条の498、第20条の499、第20条の500、第20条の501、第20条の502、第20条の503、第20条の504、第20条の505、第20条の506、第20条の507、第20条の508、第20条の509、第20条の510、第20条の511、第20条の512、第20条の513、第20条の514、第20条の515、第20条の516、第20条の517、第20条の518、第20条の519、第20条の520、第20条の521、第20条の522、第20条の523、第20条の524、第20条の525、第20条の526、第20条の527、第20条の528、第20条の529、第20条の530、第20条の531、第20条の532、第20条の533、第20条の534、第20条の535、第20条の536、第20条の537、第20条の538、第20条の539、第20条の540、第20条の541、第20条の542、第20条の543、第20条の544、第20条の545、第20条の546、第20条の547、第20条の548、第20条の549、第20条の550、第20条の551、第20条の552、第20条の553、第20条の554、第20条の555、第20条の556、第20条の557、第20条の558、第20条の559、第20条の560、第20条の561、第20条の562、第20条の563、第20条の564、第20条の565、第20条の566、第20条の567、第20条の568、第20条の569、第20条の570、第20条の571、第20条の572、第20条の573、第20条の574、第20条の575、第20条の576、第20条の577、第20条の578、第20条の579、第20条の580、第20条の581、第20条の582、第20条の583、第20条の584、第20条の585、第20条の586、第20条の587、第20条の588、第20条の589、第20条の590、第20条の591、第20条の592、第20条の593、第20条の594、第20条の595、第20条の596、第20条の597、第20条の598、第20条の599、第20条の600、第20条の601、第20条の602、第20条の603、第20条の604、第20条の605、第20条の606、第20条の607、第20条の608、第20条の609、第20条の610、第20条の611、第20条の612、第20条の613、第20条の614、第20条の615、第20条の616、第20条の617、第20条の618、第20条の619、第20条の620、第20条の621、第20条の622、第20条の623、第20条の624、第20条の625、第20条の626、第20条の627、第20条の628、第20条の629、第20条の630、第20条の631、第20条の632、第20条の633、第20条の634、第20条の635、第20条の636、第20条の637、第20条の638、第20条の639、第20条の640、第20条の641、第20条の642、第20条の643、第20条の644、第20条の645、第20条の646、第20条の647、第20条の648、第20条の649、第20条の650、第20条の651、第20条の652、第20条の653、第20条の654、第20条の655、第20条の656、第20条の657、第20条の658、第20条の659、第20条の660、第20条の661、第20条の662、第20条の663、第20条の664、第20条の665、第20条の666、第20条の667、第20条の668、第20条の669、第20条の670、第20条の671、第20条の672、第20条の673、第20条の674、第20条の675、第20条の676、第20条の677、第20条の678、第20条の679、第20条の680、第20条の681、第20条の682、第20条の683、第20条の684、第20条の685、第20条の686、第20条の687、第20条の688、第20条の689、第20条の690、第20条の691、第20条の692、第20条の693、第20条の694、第20条の695、第20条の696、第20条の697、第20条の698、第20条の699、第20条の700、第20条の701、第20条の702、第20条の703、第20条の704、第20条の705、第20条の706、第20条の707、第20条の708、第20条の709、第20条の710、第20条の711、第20条の712、第20条の713、第20条の714、第20条の715、第20条の716、第20条の717、第20条の718、第20条の719、第20条の7						

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省庁におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【内閣府(10)】[総務省(11)] 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55年注87) 市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用を徴収する場合に、その事務の私人事務が可能である旨を通知した。 市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)	—	市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用を徴収する場合に、その事務の私人事務が可能である旨を通知した。	【内閣府】自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用の徴収又は収納の事務の私人事務への委託について(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_27	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当) 総務省自治行政局行政課
5【総務省(7)】[国土交通省(11)] 公営住宅法(昭26年法193) 公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金の徴収事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	【国土交通省】公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金の徴収事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした旨通知した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_28	国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【農林水産省】 (14)畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項等必要な支援を令和2年中に実施する。	—	①講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。 ②基金管理団体その他、新たに公募で選定した1団体を事業実施主体に加え、機械導入事業の実施体制の強化を図った。 ③事業計画の策定や事業手続における留意事項を纏めたQ&Aを公表し周知を図った。 ④講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。	【農林水産省】畜産クラスター開運事業Q&A(令和2年3月24日版) 農林水産省生産局畜産部畜産企画課・畜産振興課・公益社団法人中央畜産会)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_29	農林水産省生産局畜産部畜産企画課
5【内閣府(15)】[文部科学省(14)]【厚生労働省(39)] (15)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)	～令2～ 5【内閣府(13)】[文部科学省(14)]【厚生労働省(43)】 (13)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手續等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	引き続き、年に複数回の内示を行うとともに、前年度に内示スケジュールの事務連絡を発出し、各市区町村の整備計画に対応できることとした。	【厚生労働省】令和2年度予算案における保育所等整備交付金の協議募集(予定)等について(令和元年1月20日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設整備等業務室調整係、保健課予算係事務連絡) 【文部科学省】令和2年度認定こども園施設整備交付金の事業整集(予定)等について(令和2年1月14日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_30	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようするために、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)	—	個人番号カード等の有効期間満了に伴う更新については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード等の更新対象者に通知した留意事項等の内容を再周知した。	【総務省】個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(依頼)の周知について(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡) 【総務省】別添1.01個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年9月11日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添1.02個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年10月11日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添2.01個人番号カード又は電子証明書有効期限通知書の送付物に係る資料の送付について(通知)(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添2.02有効期限通知書の送付に関する説明資料(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構) 【総務省】別添2.03ハンドブック、有効期限通知書の説明 【総務省】別添2.04ハンドブック、マイ-ID設定方法	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_32	総務省自治行政局住民制度課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度 管 理	申 別 分 野	提 案 出 來 る 機 関 の 種 類	提 案 方 式 (個 体)	提 案 事 項 (内 容 概 要)	提 案 方 式 (法 規 等)	提 案 事 項 (内 容 概 要)	求 め る 措 置 (具 体 的 な 内 容)	具 体 的 な 支 障 事 例 (事 件 概 要)	提 案 中 に お け る 最 終 的 な 裁 定 結 果 (概 要)
R1 37	03.医療・福祉	都道府県 島根県	厚生労働省 厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和 ・管理者の常勤しない診療所の開設について(昭和29年10月19日医政第403号厚生労働省)	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	中山間地域や離島においては、開業医の高齢化が進み、後継者いらない状況で閉院の危機がある。その際の維持するためには、周辺の病院から複数の医師が交代で代診すれば良いが、都道府県では誰も診療時間の8割を勤務することができず(常勤性)、管理者になれない=診療所が存続できないといふ認識である。平成29年の地方分権改革における提案募集において厚生労働省からは「現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。(中略)管理者の常勤性については、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。」との見解が示されたが、通知等がないため、この見解を把握している団体は少ないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
R1 38	12.その他	都道府県 秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B. 地方に対する規制緩和 ①平成30年8月20日付け自国青年招致事業(JETプログラム)平成31年第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る関係省庁と地方公共団体の意見も踏まえうえで、事業の概要や通知スケジュール等を作成し、通知すること。 ②平成30年8月29日付け事業連絡「JETプログラムの一環の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教科課長)	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクリアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえうえで、事業の概要や通知スケジュール等を作成した結果、内閣府人材育成国際化協会JETプログラム事務部長	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクリアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、菅内市町村への連絡取次まとめを行つ都道府県の立場として、事業が進みづらい状況における。具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クリアからJETプログラムの概略資料等がいままに照会が届き、その後日、関係省庁(総務省、外務省、文部科学省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。県では、①の封筒後送や間に菅内市町村等へ会見をしたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html		
R1 39	12.その他	都道府県 秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B. 地方に対する規制緩和 ①平成30年9月12日付け自国青年招致事業(JETプログラム)平成31年第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者、再任用者数及び配分希望調査について(総務省初等中等教育局国際教科課長) ③平成30年9月12日付け自国青年招致事業(JETプログラム)平成31年第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者、再任用者数及び配分希望調査について(総務省初等中等教育局国際教科課長)	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や既存の規制緩化に適応して、速くとも1月(新年度体制が決まり、既存の規制緩化が実現される時期)までには通知等の文書を発行すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度説明や制度導入のリード等を示した活用促進に関する文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の導入に向ければ、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月20日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されなければ、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性がある。なお、現在のことJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html		
R1 40	12.その他	都道府県 秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省	B. 地方に対する規制緩和 ①新地方公務員法第22条の2第2項及び7項 ・平成30年8月24日付け総行国第14号「地方公務員制度及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラムの運営等に関する規制緩化の特例」に係る新規雇用の実施に係る事務の簡略化	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、新規雇用の実施に係る事務の簡略化	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、新規雇用の実施に係る事務の簡略化 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること ②会計年度任用職員制度の運営等に係る事務の簡略化 ③会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初回の任用開始した年次の翌年以降は継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月1日とするこれを認めること、等、事務の簡略化に努める運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその度毎の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。例えば、春来日の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様に2回ずつの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。なお、制度の詳細は、次のとおり。 新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度の日から同日の属する会計年度の末までの期間の範囲内で定めるものとされているため、3月31日で一度任期を区切らなければならない。 ただし、JETプログラムの年次給付金は来日から1年ごとに期間に応じて変更しなければならない(平成30年8月24日付け総行国第14号・三省通知)が、クリアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用」(新たな職への転用)手続きをしなければならないと考え方が示されている。 つまり、4月1日に新地方公法に基づき「再度の任用」を行ひ、次に、来日から1年経過する時点での報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	-	
R1 41	12.その他	都道府県 秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	法務省	B. 地方に対する規制緩和 平成31年9月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付金の運用手續	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に考慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別 に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html		
R1 42	12.その他	都道府県 秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町	総務省	B. 地方に対する規制緩和 ①平成30年6月7日付け事務連絡「平成28年度決算における市区町村情報システム構造改修推進事業について(依頼)」(総務省自治行政局情報政策室)及び同調査要綱 ②平成30年8月14日付け事務連絡「平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム構造改修推進事業について(依頼)」(総務省自治行政局情報政策室)及び同調査要綱 ③平成31年2月4日付け総行国第13号「改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査について(照会)」及び同記入要領	総務省から市町村に対する下記のような調査・照会業務についての、既往事務を廃止すること。 ①会計年度に実施した調査の件数 ②平成28年度に実施した調査の件数 ③平成27年度及び平成28年度決算における調査 ④平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム構造改修等の対応状況調査 ⑤改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会は、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。 取りまとめにあたっては、調査箇項目が細かいうえ、調査要領と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に誤りがある場合は、市町村へ直接問い合わせを行い、該市町村の担当者へ確認する必要がある。 このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要すこととなり、負担となっている。	-		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (12)医療法(昭和23年5月) 「(i)診療所の管理者(10条)については、原則として、当該診療所で定めた医師の勤務時間の全てにおいて勤務する者とすることとしているが、医師が不足している地域等でそのような医師を確保することができる診療所においては、そのような医師でなくとも、連絡体制の確保等による管理者責務の確実な履行を前提に、例外的に都道府県等が管理者と認めることができる旨を都道府県に通知する。 【措置済み】(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長・地域医療計画課長通知】	—	医師が不足している地域等で管理者(10条)を確保することが困難な診療所について、は、診療所で定めた勤務時間の全てにおいて勤務する医師でなくとも、診療所の管理者と認めることができる旨を通知した。	【厚生労働省】診療所の管理者の常勤について(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長・地域医療計画課長通知)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_37	厚生労働省医政局総務課
5【総務省】(22)【外務省】(1)【文部科学省】(13) 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。	—	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。	【総務省】(外務省)【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長・外務省大臣官房人物交流室長・文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_38	総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室
5【総務省】(22)【外務省】(1)【文部科学省】(13) (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。	—	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。	【総務省】(外務省)【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長・外務省大臣官房人物交流室長・文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_39	総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室
5【法務省】 (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 【措置済み】(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留支援課補佐官事務連絡】	—	外国人受入環境整備交付金の交付対象となる経費、スケジュール等については、対象年度の前年度の12月までに通知することとした。	【法務省】令和2年度の外国人受入環境整備交付金の概要について(令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留支援課補佐官事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_41	出入国在留管理庁在留支援課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	中別 管理	分野	要事項の属性	関係府省	地図 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障例	提案年における最終的な 調査結果(概要)	
R1	43	02.農業・農地	都道府県	秋田県、湯沢市、白石市、小坂町	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	農業振興法第4条(転制蜂蜜の基づく転耕許可による蜂群配置に係る調整について)、農業振興法第1条(蜂群配置による蜂の生息地の確保)及び蜂蜜の生産の促進に関する法律(蜂群配置による蜂の生息地の確保)	農業振興法に基づく転耕許可による蜂群配置に係る調整について、即ち適用される蜂の生息地の確保が困難であると認められた場合に蜂の生息地の確保を許可する。また、蜂蜜の生産の促進に関する法律に基づく蜂群配置による蜂の生息地の確保を許可する。	【現行制度】 農業振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県の区域内に転勤するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬとされている。一方、平成24年の生産局長通知(農林水産省農業政策局)によれば、「農業振興法第4条(転制蜂蜜の基づく転耕許可による蜂群配置に係る調整について)、農業振興法第1条(蜂群配置による蜂の生息地の確保)及び蜂蜜の生産の促進に関する法律(蜂群配置による蜂の生息地の確保)」は「農業振興法第881号(養蜂振興農業法の適切な運用について)」(農林水産省(農業政策局))によって廃止された。平成29年8月24日付け29生畜第881号「養蜂振興農業法の適切な運用について」(農林水産省(農業政策局))の発効により、該法の規定は適用されない。当該法の趣旨や解釈等に準じて必要なものと認められる場合は、該法の規定を適用する。また、地方交付金を活用して行なうことができる。当該法の趣旨や解釈等に準じて必要なものと認められる場合は、該法の規定を適用する。農業振興法の適用範囲を超過する場合は、該法の規定を適用する。農業振興法の適用範囲を超過する場合は、該法の規定を適用する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbos_jeikka.html	
R1	44	10.運輸・交通	都道府県	秋田県、小坂町	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	空港法第9条第1項、第10条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要領第2条第1項	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、即ち、既存事業費補助の対象の明確化を求める。	平成29年7月の大雪で秋田空港及び八戸空港で空港内の法面(滑走路外周の管理用道路の法面)が崩落した際、電話にて補助要望を打診したが、空港法上の補助対象となる「空港用地」に該当しないとの理由で、電話にて打診内容に対する対象外とした。その後、法面の除雪作業が実施された。同様の法面(滑走路等又は空港用地)で「排水施設等の災害復旧工事をしている。今回のケースでは、直接「滑走路」や「排水施設」が崩れたのではなく、また、「空港用地」は「平らな空地」と定義されているため、対象にならないと判断された。しかし、法面崩落により排水施設である側溝が土砂で埋まつたことや、更なる被災範囲拡大も懸念される状態であったことから、緊急を要する作業であったため再度相談したところ、今度は、大雨被害であることを説明できるよう、日常点検のなかで法面を捲り上げて地面面のよい状態であるか確認し、施設のすみずみまで点検している記録があるかといった点で採択要件が掲載された。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbos_jeikka.html
R1	45	12.その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、南三陸町、西和賀町、東和賀町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	2018年12月21日付行事務連絡「第51回地域再生計画の認定申請に係る申請書類相談及び認定申請手続会開催について」(内閣府)、平成29年12月21日付行事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(先駆けタイプ、横展開タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(内閣府地方創生推進事務局)」、地域再生計画認定申請マニュアル(認定)第1章1-2	地域再生計画に係る申請受付時期(期限)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の申請時期については、同交付金の内示通りとするよう見直すこと。	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の申請時期については、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時に、交付金の実施計画が作成後、短期間に地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考:交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出は印押の上、郵送提出が必須)	—
R1	46	08.消防・防災・安全	中核市	倉敷市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	災害救助法	「借上型仮設住宅」借り換える柔軟な運用	引っ越し費用、敷金礼金、仲介手数料などは被災者負担、かつ、現在より家賃が低い物件への転居については、自己都合によるものであっても「借上型仮設住宅」の借り換え(特に被災地域である真備町内)が可能でできるよう運用を望む。	昨年の平成30年7月豪雨では、借上型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かった(3,000世帯超)ため、不動産業者は物件の内装等にとても応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbos_jeikka_yosan.html
R1	47	03.医療・福祉	中核市	福井市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法、同施行規則	医療的ケア児に対する保育士の対応に可能な範囲拡大	保育士の対応が可能な医療的ケアに医療療法の管理を加えること	都道府県知事の行為研修を終了し、認定証の交付を受けることにより、保育士ができる行為(特定行為)は本人の吸引・経管栄養に限定されている。そのため、当該行為以外の行為を必要とする医療的ケア児の保育園等への受け入れについて、相談の段階で断ることが生じている。本来であれば看護師を雇用し対応するのが理想的であるが、看護師の確保が困難な中、児童の社会性の発達に資する集団保育を経験する機会を奪うことにつながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbos_jeikka.html
R1	48	03.医療・福祉	中核市	福井市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbos_jeikka.html
R1	49	01.土地利用(農地除外)	中核市	福井市	総務省、農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に関する規制緩和	森林法に基づき、固定資産税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以後に新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿に異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】 行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以後、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿に異なる台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされています。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbos_jeikka.html	
R1	50	07.産業振興	都道府県	福井県	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進に関する法律(第2条)、同施行規則(第3条)	農村産業法における人口要件の緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農村地域に、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市について農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること。	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農圃地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	—
R1	51	12.その他	都道府県	愛媛県、広島県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、祇園町、内子町、伊方町、野町、鬼北町、愛南町、高知県	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	平成29年1月21日付「内閣府事務連絡」「移住支援交付金による蜂蜜の生産の促進に関する法律(蜂蜜の生産の促進に関する法律)」(内閣府)	地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に係るQ&A	地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に係るQ&A	地方創生推進交付金の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。そのため、県が管内全市町村の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を行なうことは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の下では困難あり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町村を支援しきれないことになる。また、広域行政を担う市町村ではそもそも移住が異なることから、優先順位や財政措置に自ずと差異が生じる。積極的に本事務を実施したい市町村は、県の考え方を進一步にし、事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(市街)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被災が特に大きかった3市に事業所が存在する企業としている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbos_jeikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【農林水産省】 (6)養蜂振興法(昭30法律180) 転倒の許可(各1項)及び蜂群配置の適正等を図るための措置(8条1項)については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、転倒の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。	—	令和3年度当初予算において、蜂群配置調整の適正化に向けた関連データの蓄積・活用等を支援するため、養蜂等振興強化推進事業の予算額を大幅に拡充。 当該事業の活用により、全国段階では蜜源関連データの収集や地図情報データの作成に向けた調査が行われ、地域段階では蜜源植物の植栽や実態把握に向けた植栽状況調査が行われいた。 令和3年度の事業により得られた科学的知見等について、令和4年3月24日に「養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会」を開催し、都道府県に情報提供を行った。	農林水産省】蜜蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会資料(令和4年3月24日)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#l_43	農林水産省畜産局畜産振興課
5【国土交通省】 (16)空港施設災復旧事業費補助金については、「空港内の施設の維持管理指針」(平26国土交通省航空局)に基づき地方公共団体が策定した維持管理計画に沿って空港施設の維持管理を適切に実施している場合には、災害復旧工事の対象外である「まだしく維持管理の義務を負つたことに基図して生じたものと認められる災害に係るもの(施行令4条5号)」に該当しないことを含め、採択要件等を明確化し、地方公共団体に令和2年内に周知する。	—	空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱として、別添「空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～」を、関係地方公共団体であて、令和2年4月9日に配布した。	【国土交通省】空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～(令和2年4月9日)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#l_44	国土交通省航空局空港計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法律30) (ii)保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為(施行規則1条)の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現実の実情、必要性等踏まえた保健所における医療的ケア児の受け入れに係る調査を行った上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【内閣府】(1)文部科学省(1)厚生労働省(4)】 健康保険法(大11法律70)、児童福祉法(昭22法律164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受け入れ体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5)内閣府(1)【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児への対応について、医療保険における算定対象・回数を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充とともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 【措置済み】訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号)) ・保育所等については、医療的ケア児保育支援事業について補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充とともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 【措置済み】(令和3年4月1日付け)厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働省次官通知) ・学校についても、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費を拡充とともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方にに関する調査研究を実施する。 【措置済み】(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連絡)	医療的ケア児の受け入れ体制整備促進について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充とともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 【措置済み】(令和3年4月1日付け)厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働省次官通知) ・学校についても、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費を拡充とともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方にに関する調査研究を実施する。 【措置済み】(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連絡)	【厚生労働省】訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】多様な保育促進事業の実施についての一部改正について(令和2年厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】医療的ケア実施体制充実事業費補助金の活用権限について(令和3年12月1日付け)厚生労働省次官通知) 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受け入れ体制の在り方にに関する調査研究)の公募について(周知)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#l_48	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課
5【総務省】(8)【農林水産省】(5)】 森林法(昭26法律49)及び森林經營管理法(平30法律35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林經營管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方創発関係情報を内部利用することを可能とする。	—	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭和26年法律第219号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行なう旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できることされた。 本改正を受けて、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用が可能となった。	【総務省】「固定資産税課台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自然資源局固定資産税課長官通知) 【農林水産省】林地台帳制度の運用について(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長官通知) 【農林水産省】「固定資産税課台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長官通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#l_49	総務省自然資源局固定資産税課 林野庁森林整備部計画課
5【内閣府】 (14)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としいるが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局連絡】	—	地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合を地域の実情等に応じて変更可能である旨を通知した。	【内閣府】地方創生移住支援事業の地方分の財政負担割合について(周知)(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#l_51	内閣府地方創生推進事務局

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【環境省】 (4)地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。	—	地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知した。	【環境省】地域環境保全基金事業における対象経費について(令和元年12月23日付)環境省大臣官房環境計画課事務連絡	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_52	環境省大臣官房環境計画課
—	—	—	—	—	—
5【警察庁】(1)【総務省】(9) (1)道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	—	交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒しした。 (実績)令和元年度交付決定：3月12日(木) (参考)平成30年度交付決定：3月22日(金)	—	—	警察庁長官官房会計課 総務省自治財政局交付税課
5【総務省】 (10)公寄紛争処理法(昭45法108) 公寄審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超える3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。	—	公寄審査会を開かない都道府県において、公寄審査委員候補者について、1年を超える3年以下の期間で、都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することができるようになり、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となった。 (公寄紛争処理法改正を含む)地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための公寄審査委員候補者の委嘱期間の規制緩和(令和2年6月3日付第41号)が第201回国会にて可決され、令和2年6月3日に成立。二ヶ月後には公布・施行。なお、上述の施行に際しては、規定の整備のため、公寄紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第59号)が令和2年6月10日に公布・施行。)	【総務省】公寄紛争処理法等の一部改正について(令和2年6月10日付け公寄等調整委員会事務局総務課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_55	総務省公寄等調整委員会事務局
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (7)学校給食法(昭39法160) (1)学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。 【指置済み(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)】	—	学校給食における前日調理については、学校設置者の責任において、安全性を確保した上で行なうこと一律に排除するものではない旨を通知した。	【文部科学省】学校給食衛生管理基準に照らした適切な衛生管理について(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_57	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(闇営決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(闇営決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局	
5【内閣府】(5)文部科学省(3)厚生労働省(8) (5)児童福祉法(昭22法律164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】	<令2> 5【内閣府】(3)文部科学省(3)厚生労働省(10) 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	認定こども園施設整備交付金交付要領の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要領等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_61	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局児童教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課	
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法律164) (4)児童差別支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (2)児童差別支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬改定において以下の措置を講じる。 ・看護職員による支援を推進するため、医療的ケア児に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において「児童差別支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施」に係る児童看護職員及び保育士(以下この事項において「児童看護職員等」といふ)の員数に含めることを可能とする。 【措置済み】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号) ・看護職員を配置して医療的ケア児を受けた場合の基本報酬を削除する(看護職員を人員基準上必要となる児童看護職員等の員数に含める場合を除く)。 【措置済み】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行なう場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることとした。 また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を削除した。	児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年以上満たず、児童の発達に精通していない看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすること、児童の発達支援の質を担保する上で基本的に課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等の医療的ケアを行なう場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において「児童差別支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施」に係る児童看護職員及び保育士(以下この事項において「児童看護職員等」といふ)の員数に含めることを可能とした。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行なう場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることとした。 また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を削除した。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行なう場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることとした。 【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行なう場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることとした。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_62	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課障害福祉課障害児・発達障害者支援室
5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法律88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめてごく簡単に整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法律88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、令和3年度中に省令を改正し、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)をそれぞれ統合することを可能とする。 また、免許等を発行するための捕獲情報収集システムについて、統合した免許等を発行することができるよう、都道府県の意見を踏まえつつ、令和3年度中に改修を行う。	免状等の統合を可能とするための改正省令を令和4年3月31日に公布した。狩猟免状等を発行するためのシステム改修についても令和3年度に完了。	【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け環境省令第12号) 【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け環境省令第10号) 【環境省】鳥獣法施行規則の改正による狩猟免許及び狩猟者登録証の様式の変更について(令和4年3月31日付け環境省自然環境局鳥獣保護管理室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_63	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	
5【総務省】(8)【農林水産省】(5) 森林法(昭26法律49)及び森林經營管理法(平30法律35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林經營管理法に基づく事務等の円滑な実施による、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報に内部利用することを可能とする。	—	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭和26年法律第249号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するため調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報が林地台帳に反映できることとした。 本改正を行い、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用が可能となった。	【総務省】「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自治税務課課長通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け林野庁長官通達) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通達) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課課長通知) 【農林水産省】「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け林野庁森林整備部計画課課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_64	総務省自治税務課固定資産課課長 林野庁森林整備部計画課	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
5【農林水産省】 (13)農業人材力強化総合支援事業 (1)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【農林水産省】 (19)農業人材力強化総合支援事業 農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業で求められている就農状況の現地確認等については、資金の交付を受けた者の状況に応じた効果的な方法で就農状況を確認することを可能とするなどに、サポートチームの訪問活動を必須のものとしないこととする。 【措置済み】(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)	令和3年3月30日付け「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)を改正し、年2回市町村により現地確認が必要とされていた農業人材力強化総合支援事業の状況に応じた効果的な方法で就農状況を確認することを可能とするとともに、年2回実施していたサポートチームの訪問活動を不要とした。	【農林水産省】農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_67	農林水産省経営局就農・女性課	
5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭41法律44) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものとし、定期間に限り、具休的に行なう。各省で自動車整備士資格の見直しを進められており、新たな義務課題として、受け持った資格試験科目も含めて2年間の間に収まるスケジュールにて変更どころか調整中であり、当該調整のため令和3年度に限っては訓練を設定可能とする予定としていることの周知をした。	—	訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものとし、定期間に限り、具休的に行なう。各省で自動車整備士資格の見直しを進められており、新たな義務課題として、受け持った資格試験科目も含めて2年間の間に収まるスケジュールにて変更どころか調整中であり、当該調整のため令和3年度に限っては訓練を設定可能とする予定としていることの周知をした。	—	—	厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別	部 門	分 野	管 理 事 業 の 属 属 機 構 体 系	地 域 管 理 体 系	关 系 府 省	提 交 区 分	根 據 法 令 等	提 交 事 項 目 (事 項 名)	求 め る 措 置 の 具 体 的 内 容	具 体 的 な 支 援 事 例	提 交 年 に 沿 じ て 行 は れ る 終 期 的 な 調 整 結 果 (個 別 等)	
											年 度	管 理 事 業 の 属 属 機 構 体 系
R1	69	03.医療・福祉	都道府県	鹿島県、滋賀県、京都府、堺市、岸和田市、神戸市、兵庫県、高知県、徳島県、島根県、香川県、高知県、広島県、福岡県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	労働者派遣法第4条第3項、労働者派遣法施行令第2条	べき地等における労働者派遣法の適用除外を、いわゆる「看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、べき地等における労働者派遣法の適用除外を、いわゆる「看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	一部の病院においては、医師不足でなく、深刻な看護職員をはじめとする医療従事者の不足に悩まされている。救急患者の受け入れを一時中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。具体的には、ある公立病院では、2023年4月から救急患者の受け入れを行っていたが、昨年度末に、複数の看護職員が職員予定となり、看護職員の補充難易度の目次が立てられ、4月から、半日の日勤帯以外の救急受入を全部中止せざるを得ない状況だった。町の積極的な採用活動に加え、県や関係団体等が看護師を支援し、日曜日の日勤帯の看護師の確保ができたから、4月から、日曜日の日勤帯での救急受入が可能になった。病院においては、一部の部署に対応している。さらに4月から、看護師の業務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日日曜日は2時まで救急受入が可能になったところであるが、週4日間の救急受入は土曜のままでなっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teinabosyu/2019/teinabosyukekka.html	
R1	70	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鹿島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、広島県、福岡県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	国土調査法第2条、地籍調査作業規程準則第23条、第30条、地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界確認の結果電子の媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に隣接する土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界確認の結果電子の媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に隣接する土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	山村部において、土地所有者の「高齢化」「不在化」などにより、筆界確認に時間が要している。時間は要すが、最も最終的に確認されない結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。 (例)登記簿に氏名の記載のみで、所在不明により本人確認ができない、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、筆界未定となるケース。例②山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のために現地立会を拒否され、土地周辺に委託できる親戚・知人もないことから、筆界未定となるケース。)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teinabosyu/2019/teinabosyukekka.html	
R1	71	03.医療・福祉	都道府県	鹿島県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	放課後児童支援事業の設備及び運営に関する基準)(平成26年厚生労働省令第63号)	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯型)の交付の見直し	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた様式第2号-②の削除	保育士証や教員免許証には携帯用形式がないにもかかわらず、放課後児童支援員に修了証の携帯を求めるのは不自然である。また、なにより、様式第2号-①(賞状形式)と合わせて2種類の修了証を交付しなければならないことが、都道府県等の業務を増大させている。	-	-
R1	72	12.その他	中核市	松本市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、西予市、西条市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、若狭町、鬼北町、愛南町	総務省	B. 地方に対する規制緩和	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180629案件ID1054」	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付手続が必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかかる、即時対応ができない。再交付手続を行ななければ、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードではなく本人確認書類として認められない。 再交付手続は、再度の表面の真偽の確認が必要であり、再交付までの期間が長いなどの理由により、裏面の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での取り扱いが可能な通知カードに切り替える所持者もいる。 再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teinabosyu/2019/teinabosyukekka.html	
R1	73	12.その他	中核市	松本市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、国央中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、若狭町、鬼北町、愛南町	内閣府、総務省	B. 地方に対する規制緩和	通知カード及び個人番号カード交付に関する事務処理要領	通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。	通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続さ「表面記載事項変更」に関する必要手続など)についての、個別具体的な内容について一括的に示されたものがないが、対応し苦慮している。 事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新することで示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 マイナンバーカード開通連絡事務は、全国的に統一して行って貰いたいと考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行なうため、統一的な事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	-	-	
R1	74	12.その他	中核市	松本市、西条市、西予市、西条市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生省社会局令第382号)、「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」(厚生労働省社会・援護局係長訓令第16号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	番号法での情報連携対象に外国人生活保護を法定化し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する生活保護関係情報を、外国人生活保護情報(「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第82号厚生省社会局長通知))を含めることを認めることを求める。	生活保護法において外国人生活保護を法定化し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する生活保護関係情報を、外国人生活保護情報(「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第82号厚生省社会局長通知))を含めることを認めることを求める。	国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが扱付けがいよいよにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される際に、当該条例を改正する必要がある。 外国人と日本人が混在する世帯の場合、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができる保障が生じている。 外国人と日本人が混在する世帯の場合、日本人が死亡すると外国人のみの世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行なうまでの間は、収支法に情報連携した状態が発生する。 日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	-	-
R1	75	01.土地利用(農地除く)	一般市	舞鶴市	国土交通省	A.権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号の規定する区域区分の設定を行う権限を都道府県から市町へ移譲する。	都市計画法第15条第1項第2号の規定する区域区分の設定を行う権限を都道府県から市町へ移譲する。	制度改正の必要性	(1)具体的なまくばりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまくばりについて、意見を持った市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行なうため、市としてはそうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 (2)時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があつたため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 (3)地形的特性 市町へ一括であり、舞鶴市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。 【現在の舞鶴市における区域区分見直し】段階的に実施して、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公示し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めていく。 平成29年6月に、区域区分の見直し基準を策定した上で、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公示し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めていく。	-	-
R1	76	03.医療・福祉	一般市	若木牧市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	児童福祉法、同法施行規則	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量決定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	障害児通所支援事業所の利用決定については、申請に基づき市町が通所の要否を判断し実施している。保護者や本人との面談や障害児支援利用計画案、必要に応じて実施する専門家からの意見聴取等に基づいて、通所の要否を決定することをされている。支給量の認定についても基準が不明瞭であることで適切な支給量設定に苦慮している。	地域による被認定について、災害に係る住家の被認定基準用指針で定めた方法が定められており、住家の構造については、「木造」と「鉄骨造」又は「鉄骨柱造」の2種類が定義されていいる。しかし、1階は鉄筋コンクリート2階は木造かどうか、「構造造」については定義されていない。 平成30年3月、障害児通所支援事業所において、小学校や幼稚園等の施設に通所する児童の通所の判断方法を策定したことにより、通所の住家の年齢と日程度の目安が示された。「構造造」の住家の6歳以上が「木造」であつたから対応が苦慮したところである。「構造造」の住家の判断方法が明確化されていないため、市町市町で判断方法が異なるところがあり、半端な場合に至らざる等の判断が市町村にされると、判断につなげき出るが想定できる。 公平かつ迅速に障害児通所支援を行なうため、「構造造」の住家における判断方法を明確化するよう努めることとする。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teinabosyu/2019/teinabosyukekka.html	
R1	77	08.消防・防災・安全	一般市	若木牧市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	災害による住家の被害認定基準用指針	災害による住家の被害認定基準用指針における調査等の判定方法の明確化を求める。	災害による住家の被害認定基準用指針における調査等の判定方法の明確化を求める。	地域による被認定について、災害に係る住家の被認定基準用指針で定めた方法が定められており、住家の構造については、「木造」と「鉄骨造」又は「鉄骨柱造」の2種類が定義されていいる。しかし、1階は鉄筋コンクリート2階は木造かどうか、「構造造」については定義されていない。 平成30年3月、障害児通所支援事業所において、小学校や幼稚園等の施設に通所する児童の通所の判断方法を策定したことにより、通所の住家の年齢と日程度の目安が示された。「構造造」の住家の判断方法が明確化されていないため、市町市町で判断方法が異なるところがあり、半端な場合に至らざる等の判断が市町村にされると、判断につなげき出るが想定できる。 公平かつ迅速に障害児通所支援を行なうため、「構造造」の住家における判断方法を明確化するよう努めることとする。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teinabosyu/2019/teinabosyukekka.html	
R1	78	03.医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	厚生労働省通知(障害児通所給付費による通所料金算定について)(平成30年4月1日)	放課後等アライビングサービスの基本報酬算定指標と障害児の通所料金算定指定期の調査項目の統一	障害児の通所料金算定指定期の調査項目(5箇所11項目)のうち、「(5)行動障害及び精神症状」の指標について、放課後等アライビングサービスの基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等アライビングサービスの基本報酬算定期における見直しによる。一方、従来より障害児通所料金の利用を希望する見直しによる、市町村が当該障害児の心身の状態を調査することとなってしまっており、当該調査項目も厚生労働省により定められている。	平成30年の年度の見直しに対応により、放課後等アライビングサービスの基本報酬について、厚生労働省に基づいて、基本報酬を算定することになった。この指標は、放課後等アライビングサービスの利用児童の状態(障害児)のうち、「(5)行動障害及び精神症状」の指標について、放課後等アライビングサービスの基本報酬算定期における見直しによる。一方、従来より障害児通所料金の利用を希望する見直しによる、市町村が当該障害児の心身の状態を調査することとなってしまっており、当該調査項目も厚生労働省により定められている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teinabosyu/2019/teinabosyukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (8)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聞きつつ、べき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (44)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、政令を改正し、べき地の医療機関への派遣を可能とする。 【措置済み(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第40号))】	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年2月25日に公布・令和3年4月1日より施行し、べき地の医療機関への派遣を可能とした。」	厚生労働省】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(新旧対照表)(令和3年政令第40号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_69	厚生労働省医政局医療・看護・医療・生活衛生局総務課、職業安定局雇給調整事業課
5【国土交通省】 (8)国土交通省 法令28(法180) (1)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32總理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るために、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるよう調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を日目にに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【国土交通省】 (5)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32總理府令71)30条) (i)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)) (ii)個人番号カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント開催会議)において検討することとされている表面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「土地基本法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第12号)により、国土調査法等を改正し、地籍調査の円滑化・迅速化のための調査手続の見直し等を行った。 また、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第62号)を令和2年6月30日付で公布・施行し、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるよう、筆界案の作成及び公告による調査手続を導入する等、改正を行った。	【国土交通省】地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令の施行に当たっての留意事項について(令和2年7月1日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_70	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (16)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)) (ii)個人番号カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント開催会議)において検討することとされている表面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【総務省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)) (ii)個人番号カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント開催会議)において検討することとされている表面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部長宛てに通知。	【総務省】「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_72	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (5)災害対策基本法(昭36法223) 木造・非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。	—	木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査について、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、地方公共団体に通知し、住家の被害認定調査業務に関する説明会において周知した。	【内閣府】災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月内閣府(防災担当)) 【内閣府】災害に係る住家の被認定及び罹災証明書の交付について(令和2年6月)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_77	内閣府政策統括官(防災担当)付参考官(被災者生活再建担当)
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (i)障害児通所給付決定時の調査(21条の5の6第2項)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	障害児通所給付費等の支給決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に活用可能であることを地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】障害児通所給付決定に係る調査項目(5領域11項目)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査の取扱いについて(令和2年2月17日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害福祉課課題障害・発達障害者支援室事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_78	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案出本 の属性	提案 団体 (団体 固体)	関係府省	提案 事項 基準	採択法等	提案事項 基準	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	提案中における最終的な 審査結果(結果)
R1	79	03.医療・ 福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B_ 地方 に対する 規制級 和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定施所支援の事業等の規制級和	児童福祉法及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を准む場合以外)事業所における従業員及び員数の基準	児童福祉法及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を准む場合以外)事業所における従業員及び員数の基準について、看護職員を従業者の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	当市における児童福祉支援や放課後等デイサービスの事業所においては、重症心身障害児ではないものの、医療的ケアが必要な障害児の利用相談が増えていた(当市にある医学専門病院は本県のみでなく、地域の高度医療の中心となっていることも要因)。このような事業所においては、サービスを維持する上で看護師の配置が効果的であるものの、基準で定められている配置すべき職員(児童指導員、保育士等)の員数に合めることができないため、たとえ看護師を配置したとしても、別途児童指導員等を配置する必要がある。しかしながら、児童指導員等の確保は人材不足のため困難であり、事業所の安定的な運営に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	80	03.医療・ 福祉	一般市	米子市	内閣府、厚生労働省	B_ 地方 に対する 規制級 和	子ども・子育て支援法、児童扶養金交付要綱	一時預かり事業における補助区分を細分化する等より受入実態に即した制度とすること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に合っていない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka_yosan.html	
R1	81	08.消防・ 防災・安全	施設時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B_ 地方 に対する 規制級 和	地方自治法第232条の5	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	地方自治法第232条の5に開設定期例会である普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な灾害応急対策活動の実施につなげたい。	過去の大規模灾害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能になった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。なお、常時資金前渡のどちらな方法では、いつ、どこで発生するか分からぬ災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、また、インフラの寸断により連絡が十分に取り合えない中で公金を配分することも、現実的でない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	82	03.医療・ 福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B_ 地方 に対する 規制級 和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関(以下「指定医療機関」という)の指定更新手続きにおける手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という)による医療機関(以下「指定医療機関」という)の指定更新手続きにおける手續きの簡素化	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。	-
R1	83	12_その他	都道府県	三重県	厚生労働省	B_ 地方 に対する 規制級 和	生活基盤施設耐震化等交付金 交付要綱	老朽管更新事業及び水道管路整備会計事業の改訂基準の変更	老朽管更新事業及び水道管路整備会計事業の改訂基準である平均水道料金は、直近に行われた水道料金を基にしているため、例年11月頃に見直されているが前年度に行われた水道料金を基とすよう適用を見直し、予算編成時期前である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	A市においては、平成25年度からの老朽管更新事業を実施している。平成30年11月に次年度の採択基準(平均水道料金)が見直され、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなり、次年度の事業予定を急きょ見直す必要に迫られた。	-
R1	84	12_その他	都道府県	石川県	総務省	B_ 地方 に対する 規制級 和	行政不服審査法第85条	行政不服審査法裁決:答申検索データベースについて	行政不服審査法裁決:答申検索データベースについて、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とする	【現行制度】 不服申立てしようとすると原則の予見可能な場合に限り、不服申立てに対する権限は、行政手続法の規定で、その費用を充當することとされている。 【支権事例】 データベースの検査方法は、「裁決供託請求」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、裁決書本件(PDFファイル)は検査対象外となっている。書類検査の検査方法は、「裁決供託請求」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、データベースを活用して、過去の同様の行政手続に対する検査請求に係る既決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検査の対象は、「裁決情報詳細欄」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法」欄等により検査することになるが、該当数が多くなることから、求められたことにより書き下ろし添付ファイルを一つ一回必要があり、時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	85	12_その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B_ 地方 に対する 規制級 和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項	市町村が支出した費用の充当に必要となる事項(遺留金銭や相続人、調査)に係る調査権限を創設すること。	【問題の所在】 埋葬地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行方不明の場合は、有価証券を当該埋葬費用に充当することとなるが、一般的銀行の場合、死亡人の相続財産管理人(なければ払い戻しができない)しかし、相続財産管理人の選任について11件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことがある。当該埋葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すこと可能としている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	86	12_その他	都道府県	宮城県	企画庁、厚生労働省	B_ 地方 に対する 規制級 和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項	行旅費用に充当するため、市町村担当者が死亡人の銀行預金払戻金額に於ける費用を充當する行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の明文化	【問題の所在】 埋葬地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行方不明の場合は、有価証券を当該埋葬費用に充当することとなるが、一般的銀行の場合、死亡人の相続財産管理人(なければ払い戻しができない)しかし、相続財産管理人の選任について11件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことがある。当該埋葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。	-
R1	87	12_その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B_ 地方 に対する 規制級 和	DV等特殊事権がある場合における費用免除外	DV等特殊事権がある場合における費用免除外	DV等特殊事権がある場合における費用免除外としての適用	【問題の所在】 行旅法の規定では、場合によっては扶養義務者にまで費用弁償を求める旨規定されているが、扶養義務者がDVの被害者だった等の特殊な事情がある場合だと、必ずしも費用弁償の請求先としてその者を含むことが妥当とは言えない場合がある。 一方で、行旅法では費用弁償の請求先が順位を付して規定されており、上記のような事例においても請求をしないと、次の請求先に対して費用弁償を求めることができない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)児童差達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (i)児童差達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・省令を改正し、医療的ケア児に医療的ケアを行ふ場合であって、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員の数を、人員基準上必要な児童看護職員及び看護職員の数において「児童看護職員等」の員数と含めることが可能とする。 【措置済み】(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の制定に当たる事務の一部を改正する告示(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部長通知))	児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を複数することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年未満たず、児童の差達に精通していない看護職員まで児童指導員と同じ扱いにすることにより、児童の差達支援の質を担保する上での基本的な課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護職員を行うための看護職員を配置し基準上必要な従業員及び員数に含めるという推奨内容自体の対応は困難である。 一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から障害福祉サービス等報酬改定指針ナーマの論議を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行ふ場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員についても、人員配置基準上必要な従業員として医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。	厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月25日厚生労働省令第10号) 【厚生労働省】児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_79	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(2)】(總務省(1)) 地方自治法(昭22法67) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省各都道府県総務部長・各都道府県議会事務局長・各指定都市議会事務局長へ総務省自治行政局行政課長通知)を発出した。	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省各都道府県総務部長・各都道府県議会事務局長・各指定都市議会事務局長へ総務省自治行政局行政課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_81	総務省自治行政局行政課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (17)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査裁決・答申検索データベースについて、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の業務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (1)行政不服審査裁決・答申検索データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体における運用実態及び支障等の把握に努めるとともに、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、検討を行ひ、令和4年1月に最終報告を取りまとめられた。 最終報告等を踏まえ、フリードーム検索の対象範囲にPDFファイル中のテキストの追加や表示項目の見直し等の機能改修を行い、令和4年4月1日(「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度未機能改修について」(令和4年4月1日付け事務連絡))により周知を行った。	令和3年5月28日から同年12月21日までの間、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、検討を行ひ、令和4年1月に最終報告を取りまとめられた。 最終報告等を踏まえ、フリードーム検索の対象範囲にPDFファイル中のテキストの追加や表示項目の見直し等の機能改修を行い、令和4年4月1日(「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度未機能改修について」(令和4年4月1日付け事務連絡))により周知を行った。	【総務省】行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の入力等について(協力依頼)(令和2年3月26日付け総務省行政管理局行政手続室事務連絡) 【総務省】「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度未機能改修について」(令和4年4月1日付け総務省行政管理局調査法制課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_84	総務省行政管理局調査法制課
5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)市町村長(特別区の長を含む。)が行火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	市町村長が行火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に対して周知した。	厚生労働省】身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・接護局保護課連名事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_85	厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・接護局保護課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (2)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)市町村長(特別区の長を含む。)が行火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	市町村長が行火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に対して周知した。	厚生労働省】身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・接護局保護課連名事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_87	厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・接護局保護課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省 の属性	提案 主体	提案 規制 基準	規制 方針等	提案事項 重点内容	求める措置の具体的な内容	具体的な取扱い 事項	提案中における最終的な 審査結果(結果)
R1	88	03.医療・福祉	都道府県 厚生労働省	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)附則第3条	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。「管理者による経過措置」の改正	平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更され、当該要件に関する経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができる旨規定された。一方で、主任介護支援専門員になるためには「主任介護支援専門員研修」を終了する必要があるが、当整修修を受講するための要件の一つに「介護支援専門員として從事した期間が通算して5年以上の者」と定められており、令和2年度末までにこれらに該当しない管理者の事業所が廃業に追い込まれる可能性がある。(当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/telanbosyukekka.html	
R1	89	02.農業・農地	都道府県 農林水産省	宮城県	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	平成21年改正前の農地法(旧農地法)第78条	都道府県が管理する国有地に関する経過認可	都道府県が旧農地法第78条の規定により管理する国有農地等のうち、道路状況になってる筆について、住民の通行を法的に可能とする制度の創設。	農地法に基づき農民が管理する公共農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公的利用に供されている公用農道路であると認めて通行している例が散見されている。現地の段階上、一般住民自由に通行できるようにするために、使用者に対する田畠貸付を行ひ、市町村等と一緒にすればほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を設けたしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の区分に当たっては、財務省によって、引き受けた後の区分の「公的利用権」についても、譲与を受けにくいための「不法占用」扱いとなってしまったため、それを防止するために進入禁止標の設置等を行わなければならなくなるが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	-
R1	90	02.農業・農地	都道府県 農林水産省	宮城県	財務省、農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)、平成12年6月1日12構成B第40号)農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件としているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せざると返還不要となるよう運用等の見直しを求める。	【現状】 旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民ら市町村等に払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき國へ返還する」と規定している。現地の段階上、農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民ら市町村等に払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき國へ返還する」と規定している。 【支障事例】 国(農林水産省)へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・現地踏査を行わなければならない。引継ぎにて最初で1~2ヶ月の期間を要している。 現地へ返還不要の場合についても、国の農地処理要領において、譲与を受けた者による代替道路等の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にし最低でも1~3年程度掛かる。 当該土地は、元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象者周辺地盤ではやはり農地が行われていない山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地盤で、散見されていること、急速な処分が困難となっていることによって、地域における農業の利用の促進に支障が生じている。 以上を踏まえ、返還時の処分までの手続の簡素化、及び代替道路を整備せざりかつ國へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	91	02.農業・農地	都道府県 農林水産省	宮城県	財務省、農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	旧農地法第78条第1項、第2項、第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項	旧農地法第78条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直し	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた事について、は、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引継ぎることとしているが、引継ぎ後の処分の目次が「かないもの」については、財務省に引継ぎが断られた現地では、財務省が管理しなければならないくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第1項)に行われていることから、不要地認定された土地は「の目的に沿うものではないため、上記現状は適切なものではない」。 なお、平成31年3月末時点で県が管轄している国有農地は58箇。それらの不要地認定済みが筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継ぎ・処分がなさいまとなっているものもある。 現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接所有者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占拠に対する対応、毎年度の台帳整備改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の業務と直接関係のないこれらの事を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	92	05.教育・文化	都道府県 文部科学省	愛知県	財務省、文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	登録免許税法4条2項、同別表第12項の項欄1号、登録免許税法規則第41号、昭和54年4月5日国税税產課印	宗教法人の境内地及び境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲の明確化	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受け、都道府県知事が認定することになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	93	05.教育・文化	都道府県 文部科学省、厚生労働省	愛知県	文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	精神障害者看護師の実習令第12条、13条、17条、診療放射線技術者の実習令第13条、14条、精神科衛生士法施行令第11条、12条、13条、精神科衛生士法施行令第3条、4条、精神科衛生士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、ほり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県認由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。 看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	94	12.その他	都道府県 内閣府	愛知県	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、17	地域女性活躍推進交付金の市町村事業に対する交付方法の見直し	地域女性活躍推進交付金の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。そのため、市町村の交付金活用希望を把握することは難しく、また、年度途中に国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。 予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中に国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	△令2> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合には、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を代理者とすることができる。 【措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)】(改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号))	事業所の管理者を主任にアマゾン要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任にアマゾンとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公示した。	厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_88	厚生労働省保健局認知症施策・地域介護推進課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (ii)市町村等が國から譲りを受けた道路等について、農業用以外の代替道路を設置する場合であっても、國への返還を要さずして用途廃止可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月29日付け農林水産省経営局長通知)】	—	市町村等が國から譲りを受けた道路等については、農業用以外の代替道路を設置する場合であっても、國への返還を要さずして用途廃止可能であることを周知した。	農林水産省】農地法関係事務処理要領の制定についての一部改正について(令和元年11月29日付け元経営第1835号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_90	農林水産省経営局農地政策課
5【財務省】(1)【農林水産省】(i)国 国自有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) 都道府県が一部の管理事務を行う國有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的で供しないことを相当と認めたとき(同法1条による改正前の農地法74条の2第1項)について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業者も利用できるものである場合は、代替道路等の設置に該当し、國への返還を要さずして用途廃止が可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月29日付け農林水産省経営局長通知)】	—	都道府県が管理する國有農地については、不要地認定後、財務大臣への引継ぎが迅速かつ円滑に行われるよう、处分先の目次にかかるらず財産の引継ぎを受けることや都道府県が行う事務を明確化するなど、必要な措置を講じ、通知した。	【財務省】国自有農地等の引継ぎについて(令和元年11月29日付け財務省理財局国自有財産調整課長・農地法第80条1項)【農林水産省】國有農地等に係る財務大臣への引継ぎ等の取扱いについて(令和元年11月29日付け元経営第1833号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_91	財務省理財局国自有財産調整課、国自有財産業務課 農林水産省経営局農地政策課
5【財務省】(2)【文部科学省】(6) 宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35) 宗教法人が受けた登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合は、文化庁と窓口として相談に応じることに応じた。	—	令和元年12月23日閣議決定により、宗教法人が受けた登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合は、文化庁と窓口として相談に応じることに応じた。	—	—	国税庁課税部資産課課税課 文部科学省文化庁宗廟課
5【文部科学省】(4)【厚生労働省】(1)【厚生労働省】(11) あん摩マッサージ指圧師、(12)柔らかう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法26)、衛生技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び鍼灸師法(昭46法44) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請、届出における都道府県より事務の廃止について、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	△令2> 5【文部科学省】(4)【厚生労働省】(11) あん摩マッサージ指圧師、(12)柔らかう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法26)、衛生技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び鍼灸師法(昭46法44) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請、届出における都道府県より事務の廃止について、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県経由事務を廃止することとした。 ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定概要を文部科学省からメール等により周知する。	厚生労働省】診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_93	厚生労働省医政局医事課 文部科学省高等教育局医学教育課
5【内閣府】 (13)地域女性活躍推進交付金 地域女性活躍推進交付金の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上をすることなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。	—	令和2年3月27日に交付金交付要綱を改正し、同日に委任に伴う関係事務手続を完了した。	【内閣府】地域女性活躍推進交付金交付要綱(令和2年3月27日付け内閣府事務次官通知) 【内閣府】地域女性活躍推進交付金実施要領(令和2年3月27日付け男女共同参画局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_94	内閣府男女共同参画局

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 半別	分野	要事由・団体の属性	地元 団体	関係府省	地盤区分	根拠法等	提案事項 (重複なし)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例		提案半別における最終的な 課題解決(細部)
									根拠法等	求める措置の具体的な内容	
R1	95 06.環境・衛生	都道府県	愛知県	経済省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	工農水法第5条第2項、大気汚染防止規制法第3条第4項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第13条第3項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第5項、自動車の排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定区域における総量削減規制に関する法律第18条第3項、ダイオキシン類規制特別措置法第27条第5項、第34条第3項、フッ素類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第4項、土壤汚染対策法第14条第2項、土壤汚染対策法第14条第7項、特定規制自用車規制法第20条の規制範囲に関する法律第1項、併用車規制法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第35条第3項、第37条第3項、第62条第4項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条第3項、森林法第3条第3項、【参考】環境衛生監視員証を定める令(昭和52年厚生省令第1号)	環境省等所管法令に基づき立入検査に係る立入検査に係る身分証明書の統一について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について約20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosjukka.html		
R1	96 06.環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	クリーニング業法施行規則第3条	クリーニング業法試験の実験願書に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」と「クリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大さきで提出できるようとする。	クリーニング業法施行規則において、クリーニング業法試験の実験願書に添える写真については、「手札形(約11×8センチ)とするよう規定されている。手札形は一般的に流通する写真規格よりも大きいが、認証写真館等で対応していないことがあり、受験者は写真館で特注するなど、写真の準備に負担を要しているほか、受験者からはなぜこれほど大きいサイズの指定なののか、といふ声がされている。受験願書に添える写真は本人確認に用いるものだが、運転免許(3.0×2.4センチ)や建築士試験(4.5×3.5センチ)と比較すれば、手札形は過大であり、あえて手札形を用意しなければならない趣旨を受験者に説明するのが難しい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosjukka.html		
R1	97 01.土地利用(農地除用)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第17条、第18条、第19条、第20条	不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県の新規登録等による義務付けの廃止	不動産鑑定士の新規登録、更正登録、死亡等の届出登録の廃止以下、「不動産鑑定士の新規登録等」といふ)について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条において「その住所地を管轄する都道府県の届出等を行なう」と記載しているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士の新規登録等について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条に基づき申請者の住所地を管轄する都道府県知事に経由して行なうとしており、都道府県では、申請書及び届出書の提出業務を行っている。都道府県で受理する申請書・届出書については、届出済みで特注するなど、写真の準備に負担を要しているほか、受験者は写真館で特注するなど、認証写真館等で対応していないことがあり、受験者は写真館で特注するなど、写真の準備に負担を要している。国土交通省へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合には、後日郵送で修正のやりとりをすることとなり、申請者・届出者にとって二度手間となっている。当該業務は法定公示事務ではあるが、実際に行なっているのは簡易な複数枚の写真のみであり、都道府県の判断を要するようないものは含まれていまいにもかかわらず、都道府県における事務処理に時間を要している。(交付状況:年間40件前後で、郵送が約3割、持込が2割で受け付ける方で整備局へ提出までに約1週間を要している。)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosjukka.html	
R1	98 03.医療・福祉	その他	沖縄県介護保険庁連合会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する令(令和6年3月31日)	居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長	居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長してもよい。	沖縄県は、本土から離れており、離島約1,000キロメートル、南北400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立つ地域特性を有している。このような地域特性により介護保険事業においては、小規模な離島地域や過疎地域では介護・福祉人材の確保が難しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況にある。また、介護・福祉人材の確保が難しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況にある。これより、都道府県は地域の介護サービスの利用の困難な地域における介護サービスの提供確保について市町村と連携して必要な介護サービスの確保に努めているところである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosjukka.html	
R1	99 05.教育・文化	都道府県	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第12条、放射線技術法施行令第8条、臨床検査技術等に関する法律施行令第10条、薬剤師法施行令第11条、看護師法施行令第12条、衛生士法施行令第11条、歯科衛生士法施行令第11条、歯学士法施行令第11条、歯科医師法施行令第11条、柔道整復師法施行令第2条、柔道整復師法施行令第3条等	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学への各種申請・届出における都道府県経由事務の廃止	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行なう文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県経由事務の廃止	一般の大手の学部に係る各種申請・届出は、都道府県を経由しないにもかかわらず、保健師、看護師、助産師等の指定学校養成所のうち、設置者が公私立大学(国立を除く)である場合は、所在地の都道府県を経由して文部科学大臣に各種申請・届出するところとなっている。なお、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び精神障害者に関する事務は都道府県の経由が不要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosjukka.html	
R1	100 09.土木・建築	都道府県	岡山県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路整備特別措置法第24条第1項但書、同法施行令第11条、車両料金を徴収しない車両を定める告示第3号	災害救助等に使用する車両の有料道路の無料化措置にあり、被災直後の都道府県・高速道路会社等との協議等の事務が発生しないようにする。	大規模な災害が発生し、他機関等による災害救助等に係る応接を要する場合、被災都道府県が、対象の区間・期間・車両等を高速道路会社等と協議し、了解を得た上で、全国の自治体に「災害派遣等從事車両規制」の書類を依頼することで、自治体の長からの証明を受けた車両は無料で高速道路等で通行できるようになります。料金を微収しない車両を定める告示第3号によれば、災害を受けた車両(中略)のために使用する車両(中略)で緊急自動車以外のもの」は料金を徴収しないものとされているが、実質はたとえ災害救助のために派遣された機関の車両であっても、無料通行の可否は被災都道府県と高速道路会社等との調整に委ねられている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosjukka.html		
R1	101 07.産業振興	都道府県	岡山県、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第122条、計量法施行令第32条、第42条、計量法施行規則第54条、様式第66	計量士登録申請書の「別紙様式」は、カーボン紙を使用する用紙に使用することによっていたるため、計量管理センターまで執務時間内に取りに来てももらっている状況にあり、また、都道府県庁等による甚大な障害が発生した場合に、料金の無効化措置を講じよう要請が多數あった。	計量士登録申請書の「別紙様式」は、カーボン紙を使用する用紙に使用することによっていたるため、計量管理センターまで執務時間内に取りに来てももらっている状況にあり、また、都道府県庁等による甚大な障害が発生した場合に、料金の無効化措置を講じよう要請が多數あった。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosjukka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:付けだしもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局	
5【経済産業省】(1)【国土交通省】(2)【環境省】(1)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等を制定し、環境省所管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書全ての統合及び地方公共団体が条例で独自に定める証明書の統合を可能とした。	環境省】環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について(令和3年3月16日付け環境省大臣官房総務課長、総合政策企画評価・政策プロモーション室長連名通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_95	環境省大臣官房総合政策企画評価・政策プロモーション室	
5【経済産業省】(1)【国土交通省】(2)【環境省】(1)【渋泉法】(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭54法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における絶量の削減等に関する特別措置法(平13法65)、土壤汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)各法令で定められている立入検査等に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、各法令等について必要な措置を講ずる。	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等を制定し、環境省所管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書全ての統合及び地方公共団体が条例で独自に定める証明書の統合を可能とした。	環境省】環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について(令和3年3月16日付け環境省大臣官房総務課長、総合政策企画評価・政策プロモーション室長連名通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_95	環境省大臣官房総合政策企画評価・政策プロモーション室	
5【厚生労働省】 (1)クリーニング業法(昭25法207) クリーニング業試験の受験願書に添付する写真(施行規則3条2号)については、省令を改正し、写真の大きさを本人確認が可能でかつ簡単に撮影ができるサイズに変更する。 【措置込み(クリーニング業法施行規則一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第75号))】	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	クリーニング師試験の受験願書に添付する写真については、サイズを「手形」から「縦4.5cm×横3.5cm」に変更した。	【厚生労働省】クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和元年11月27日付け食発第1127第1号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_96	厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課	
5【国土交通省】 (17)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る都道府県経由事務については、廃止する。	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案(令和2年法律第41号)」が令和2年6月10日に公布され、不動産鑑定士等の登録申請等に係る都道府県経由事務が廃止された(令和2年9月10日より施行)。	【国土交通省】国土交通大臣に対する不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止について(通知)(令和2年8月18日付け国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_97	国土交通省不動産・建設経済局地価調査課	
5【厚生労働省】 (30)診療保険法(昭9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和3年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	<令2> 5【厚生労働省】 (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件について、当該要件に係る経過措置の期間を令和3年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保に著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることが可能とする。 【措置込み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号))】	事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和3年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公示した。	【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_98	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【文部科学省】(4)【厚生労働省】(9) (15)道路整備特別措置法(昭31法7) 料金を徴収しない車両を定める告示(第17国土交通省告示1065)3号に基づき、災害救助等のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たって、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整については、被災直後における円滑な無料措置の実施に資するよう、その運用実態等を検証し、適切な取組事例等を都道府県及び高速道路技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	<令2> 5【文部科学省】 (1)厚生労働省】 (15)道路整備特別措置法(昭26法22)、料金徴収方式(昭30法168)、都市幹線技術法(昭33法6)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法64)、柔道整復師法(昭45法12)及び柔道整復師法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県経由事務を廃止することとした。 ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定概要を文部科学省からメール等により周知する。	【厚生労働省】診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_99	厚生労働省医政局医事課 文部科学省高等教育局医学教育課
5【国土交通省】 (5)計量法(平4法51) 計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式について、申請者の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るために、令和元年度中に改定し、所定の用紙以外の使用を可能とする。	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	料金を徴収しない車両を定める告示3号に基づき、災害救助等のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たって、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整によって円滑に無料措置を実施できるよう、取組事例等を都道府県及び高速道路会社等に周知した。	【国土交通省】災害救助等に使用する車両に対する高速道路無料措置について(周知)(令和2年3月27日付け国土交通省道路局高速道路課長事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_100	国土交通省道路局高速道路課	
5【経済産業省】 (5)計量法(平4法51) 計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式について、申請者の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るために、令和元年度中に改定し、所定の用紙以外の使用を可能とする。	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	計量法施行規則(平成5年通産業省令第六十九号)を改正し、計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式について、所定の用紙以外を使用する事を可能とした。	【経済産業省】計量士登録申請書別紙様式の運用について(令和2年3月30日経済産業省計量行政室通知) 【経済産業省】計量法施行規則の一部を改正する省令(令和2年経済産業省令第19号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/rifu_tsuchi.html#r1_101	経済産業省計量行政室	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【農林水産省】農業基盤整備事業 (15) 農地畜産基盤整備事業 農地畜産基盤整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)に基づく市町村計画を作成することができる市町村の基準(同法施行規則2条の2)を満たさない市町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよう、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検討し、令和2年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後2> 5【農林水産省】 (14) 農地畜産基盤整備事業 農地畜産基盤整備事業については、令和2年度中に農業競争力強化農地整備事業実施要領(平30農林水産省農村振興局長、生産局長)を改正し、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)に基づく市町村計画を作成することができる基準(同法施行規則2条の2)を満たさない市町村も、令和3年度事業から中山間地域の特例の対象となる。	農地畜産基盤整備事業について、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平30農林水産省農村振興局長、生産局長)を改正し、通知を発出した。	【農林水産省】農業競争力強化農地整備事業実施要領(令和3年4月1日付け農林水産省農村振興局長、生産局長連名通知) https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_102		農林水産省畜産局飼料課
5【総務省】 (19) 財政事情等ヒアリング 財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るために、令和元年内に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。	—	財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、調査項目を一部削減し、提出資料を一部簡素化した。	—	—	総務省自治財政局財務調査課
—	—	—	—	—	—
5【法務省】 (2) 厚生労働省(15) 精神障害者福祉法に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法97)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区の長を含む)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者の福祉に必要があると認めるときに依頼開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む、以下この事項において同じ。)の申立業務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経験等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後3> 5【厚生労働省】 (18) 知的障害者、精神障害者及び老人福祉に関する法律(昭25法123)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭35法97)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区の長を含む)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者の福祉に必要があると認めるときに依頼開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む、以下この事項において同じ。)の申立業務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経験等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和3年11月26日に通知及び事務連絡(Q&A)を発出し、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者の後見開始、保佐開始及び補助開始等の審判請求に複数の市町村が開ける場合の申立ての考え方等について明確化した。	【厚生労働省】市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施設・地域介護推進課長通知) 【厚生労働省】市町村による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施設・地域介護推進課長通知) 【厚生労働省】市町村による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_105	法務省民事局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (35) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方案について検討し、令和2年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後3> 5【厚生労働省】 (48) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii) 自立支援医療に係る支給認定等(51条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であって、マイナンバーカードにおける情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び書類等の負担軽減策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだんに自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けて地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受けた自立支援医療受給者に係る自立支援医療の支給認定事務の取扱いについて(通知)(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び書類等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_108	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (42) 保育対策総合支援事業費補助金 保育対策総合支援事業費補助金の交付対象事業のうち、医療的ケア児保育支援モデル事業については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るために、令和2年度から事前協議に係る実施計画書の記載内容の簡素化等を図る。	—	事前協議様式を変更し、実施計画書全体における配置職員等に関する記載事項についての重複箇所の解消・緊急対応の取り決め(自治体作成)と事業実施の具体的手法(受け入れ施設作成)における重複箇所の解消による簡素化を行った。	【厚生労働省】令和2年度医療的ケア児保育支援モデル事業実施計画書様式	—	厚生労働省子ども家庭局保育課
5【内閣府】 (5) 文部科学省(3) 厚生労働省(8) ①児童福祉法(昭26法164)及び認定こども施設整備交付金 児童福祉法(昭26法164)及び認定こども施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後2> 5【内閣府】 (4) 文部科学省(3) 厚生労働省(10) ①児童福祉法(昭26法164)及び認定こども施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	認定こども施設整備交付金交付要領の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども施設整備交付金交付要領等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知) 【措置済み】(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_112	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局児童青少年課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府県	提案 主体	提案 方針等	提案事項 [重複可]	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案中における既終了の 実戦結果(既往実績)	
R1	12.その他	都道府県 税務省	岐阜県	岐阜県、財 務省	B.地方 に対する 規制緩 和	所得税申告書等の地方公団体へ 電子の送付に係る留意事項 について(平成22年6月29日 付総合第72号「総務省自治 税務局企画課長通知」)	税務署へ書面提出された添付書類についても国税連 携システムのデータ連携の対象とすることを求める	地方公団体へ向けては、国税連携システムにより、国税連携のデータを提供してもらいたいところ。 現在は一Taxで申請された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税連携(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない帳票であっても、画像イメージでデータ提供してもらいたいところ。 一方、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書等)は、国税連携システムでデータが提供されていない。 たとえば、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書等の添付書類が必要となるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でビーコン作業を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	113							確定申告期間の2月～7月までの期間に、各県税事務所の作業は、多いところで職員2名が60日程度を要して行っている。		
R1	114	12.その他	都道府県 警察庁、總 務省	岐阜県	B.地方 に対する 規制緩 和	道路交通法附則第16条 地方31年3月期の総務省 大臣訓令第1号「自動車税 等課税業務連絡会合会議 スケジュール(ADAMS II)」に よる 平成30年3月期交通安全對 策特別交付金の支給について	交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日 を早めることを求める。	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、東・西・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続を行っている。 各市町村へは当該年度内に支払うことされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	115	06.環境・ 衛生	都道府県 環境省	京都府、大阪 府、堺市、神戸 市、和歌山市、 鳥取県、徳島県	B.地方 に対する 規制緩 和	ボリューム化ビニル廃棄物の適 正化実施の推進に関する特別 措置法(特別措置法)第17条及 び同法施行規則第36条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(廃棄物法)第21条の3第1 項 塗膜の除去工事に伴う排出さ れるボリューム化ビニル廃棄物 の処理責任について(平成31 年2月26日付)環境省廃棄物規制課 長通知	高濃度PCB廃棄物の処 理手続きの簡素化又は 対応事例等の提示	高濃度PCB廃棄物の処分期限(西日本:令和2年度末)が迫る中、本年9月末を期限として、因により橋梁等の道路構造物その他の建設工事に用いられる構造物に使用された当該廃棄物の調査がなされている。 全国に亘る当該調査の結果、橋梁等の公共施設の塗料に当該廃棄物が使用されていることが判明し、かつ、全国で多量に見受けられれば、処理期限も迫る中、確実かつ適正な処理を前提に、各地方公共団体では迅速な対応が求められるところである。 現行、特別措置法施行規則第26条第1項で定める当該廃棄物の調査等が認められる例外に、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定ではなく、廃棄法第21条の3は適用されないため、PCB含有廃棄物の除去工事に分離して、当該廃棄物から当該廃棄物を除く廃棄物の処理ができる限り、そのため、①除去工事業者に生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続化に資する対応事例等の提示を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	116	10.運輸・ 交通	都道府県 国土交通省	京都府、滋賀 県、堺市、兵庫 県、神戸市、和 歌山市、鳥取県、 徳島県	B.地方 に対する 規制緩 和	旅行業法第4条第2項、第6条 等申請にあたり、全役員分を必要とされて いる宣誓書の添付につけての見直し	旅行業等の営業の登録 等申請にあたり、全役員分を必要とされて いる宣誓書の添付につけての見直し	当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新等に係る申請にあり、現在、全役員分を自己で求め ていている宣誓書の添付につけての見直し	当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新等に係る申請にあつて、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員も含む全役員分の自己による提出が求められている。 しかし、大企業では役員数が数十人にはなる場合があり、更新期限内の提出が難しくなるなど申請者の負担となっているとともに、都道府県においても、役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を整合しない場合がある。 一方で、中小企業では役員数が数人にはなる場合は事業者へ連絡し、修正等を求めており、登記、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務にかかる時間は1件当たり約10分程度である。 なお、他の運営業においても、役員が不適格事由に該当しないことの証明を、代表者のみの宣誓で行い、代表者の責任において担保させている例もみられるため、それらと同様の方法での証明が可能となるよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	117	03.医療・ 福祉	指定都市 内閣府、厚 生労働省	堺市、滋賀県、 京都府、京都 市、大阪府、大 阪市、兵庫県、 神戸市、和歌山 県、鳥取県、徳 島県、福井県	B.地方 に対する 規制緩 和	子ども・子育て支援法31条、43 条	地域型保育事業の確認の 効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保 育施設型と同様、施設の所在市町村が認証を行こと で無条件で全国に効力を有するよう措置をさせたい。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設認定等の確認(法第43条)を行なう必要がある。 しかし、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者の間で調整・決定しており、利用開始後までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化している。 本市及びその直前の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認に ついては事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	118	12.その他	都道府県 総務省、法 務省	埼玉県	B.地方 に対する 規制緩 和	地方税法第20条の11、第382 条第1項	不動産取得税の課税資 料として、登記所からの 不動産登記情報の電子 データ提供が可能なよ うに	不動産取得税について、固定資産税と同様に不動 産の所有権登記に係る情報に基づき課税をしてい る。については、不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を 算出する必要事項を書きで等している。 【支障事例】 手書きで等で多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。 【問題】 同じように、人の労力が多くなっている。※平成29年度収集実績：約11万5,000件(+同数の見直し)、登記所への出張回数：約1,000回 全国の地方税務局により、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてもオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県に も得られた確認があるところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	119	03.医療・ 福祉	都道府県 埼玉県、茨城 県、群馬県、川 崎市、横浜市、 千葉県、東京 市、神奈川 県、新潟県、 福井県	厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩 和	社会福祉法第15条、第19条第 1項社会福祉法 第1条の規定に 基づく	生活保護ケースワ ーカーの要件「社会福祉 主事」資格の緩和	指定科目の箇目を範囲を拡大するなど、指定科目の範 囲について筋力的に対応できるよう、生活保護業務に 従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和する こと。	現行制度 生活保護業務に従事するケースワーカーは、社会福祉主事と呼ばれていた。 社会福祉主事として任用するには、大学等で「厚生労働大臣の指名する科目」を科目以上修める必要がある。 この指定科目名と大学等の科目名は原則一貫一箇門でなければならぬとしている。 【支障事例】 指定科目と読解の範囲についての項目についても指定されているが、これについても一貫一箇門であることが求められている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	120	02.農業・ 漁業	都道府県 群馬県、茨城 県、栃木県、群 馬県、さいたま 市、東松山市、 春日部市、東 松山市、深谷市、 上尾市、埼玉 市、草加市、 北本市、ふじみ 野市、白岡市、 千葉県、長野県	農林水産省	B.地方 に対する 規制緩 和	農業の有する多面的機能の整 理の促進に関する法律 第2条 第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要 綱別紙第1の9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要 綱 第1の15(2)、第2の18(2)	多面的機能支払交付金 の返還額が生じた場合 の手続の簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支 払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付 金との相殺交付可能とすること。	現行制度 農業組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行なう必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。 【支障事例】 活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行なう必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。 本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所属して、執行残がある場合。 ①活動組織が交付金の返還額を請求し、返還額を納付する。 ②次に、市町村が各活動組織から返還額を請求し、市町村からの返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納付する。 ③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納付する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	121	10.運輸・ 交通	都道府県 群馬県、茨城 県、栃木県、群 馬県、埼玉県、 本庄市、東松山 市、春日部市、 埼玉市、深谷市、 上尾市、埼玉 市、草加市、 北本市、ふじみ 野市、白岡市、 千葉県、長野県	厚生労働省、國土 交通省	B.地方 に対する 規制緩 和	住宅宿泊事業法、住宅宿泊 事業法施行規則(ガイド ライン)	住宅宿泊事業法(民泊)届 出時の法定提出書類に 「消防法令適合通知書」 を追加	住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業(民泊)を行な うにあたり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則に定められた書類に 「消防法令適合通知書」を提出することを義務づけ ている。その提出書類に「消防法 令適合通知書」を追加すること。	現行制度 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)を行なうにあたり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則に定められた書類に提出する必要がある。 消防法に適合しているか否かは、宿泊を取つて他人を泊める施設を設置するに当たり非常に重大な要件(特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の届出の場合)であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全を確保するが困難である。現行法上では間違なく多くの一般的な要件はあるが、安全性を担保できない、物理施設の運営を容認していると捉えられかねない。安全性確保は全国どこで 必要である。このような最低限の安全を確保するには、法令に基づいた添付書類として提出するべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【警察庁(1)】【総務省(9)】 道路交通事故法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	—	交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒しした。 (実績)令和元年度交付決定：3月12日(木) (参考)平成30年度交付決定：3月22日(金)	—	—	警察庁長官官房会計課 総務省自治財政局交付税課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録、都道府県登録申請を行うことなどしている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4第1項第15号)として、全役員の監督の意図の教示は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和元年11月11日付け)観光庁参事官(旅行振興)通知】	—	第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録事務は各都道府県の自治事務であるため、欠格事項に該当しないことを証明する旨の宣誓書について、全役員分の提出を必須としないようマニュアルに定めることも可能である旨通知した。	国土交通省】都道府県における旅行業登録事務手続について(周知)(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_116	観光庁旅行振興室
5【内閣府(1)(ii)】【厚生労働省(33)】(iii) 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	—	地域型保育事業を行つ者に対する事業所ごとの「施設」の効力について、事業所の所在する市町村の「施設」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省(6)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取扱税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて18条第3項に基づき都道府県に通知することができるることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができるることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知すること。	—	市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて地方税法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することができるることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができるることを、地方公共団体及び登記所に周知した。	【総務省】市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項等について(令和元年1月27日付け)総税固第49号 【総務省】地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取扱税の課税事務への利用について(令和元年12月27日付け)総税固第49号 【法務省】登記所と市町村との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について(令和元年12月27日付け)法務省民事局民事第二課事務連絡	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_118	総務省自治税務局固定資産税課 法務省民事局民事第二課
5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (i)社会福祉主任専任資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。	—	指定科目の科目名称と完全に一致しない科目であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うことができるため、改正通知を発出した。	【厚生労働省】社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の該替えの範囲等についての一部改正について(令和2年3月6日付け)厚生労働省社会・援護局長通知	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_119	厚生労働省社会・援護局福祉基盤・人材確保対策室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当年)-におけるもの	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】(4)【農林水産省】(2)【国土交通省】(4)	競馬を行うことができる市町村の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都市が申請を行う場合の都道府県課事務については、令和2年度分から廃止する。 【措置済み(令和元年10月24日付け)総務省自治行政局地方債課事務連絡】	競馬を行うことができる市町村の指定手続及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続において、指定都市が申請を行う場合の都道府県課事務については、令和2年度分から廃止する。	【総務省】令和2年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続について(令和元年10月28日付け)総務省自治行政局地方債課事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teainbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_122	総務省自治行政局地方債課
5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号カード及び個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行なうことができるようするために、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月5日付け)総務省自治行政局住民制度課事務連絡】	個人番号カード等の有効期間満了に伴う更新については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード等の更新対象者に通知した留意事項等の内容を再周知した。 個人番号カード及び個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行なうことができるようするために、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。	個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年11月5日付け)総務省自治行政局住民制度課事務連絡 【総務省】別添1.01.個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年9月11日付け)地方公共団体情報システム機構事務連絡 【総務省】別添1.02.個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に関する業務要領及び手順マニュアルについて1.1版 【総務省】別添1.03.個人番号カード又は電子証明書有効期限通知書の送付物に関する資料の送付について(通知)(令和元年10月23日付け)地方公共団体情報システム機構事務連絡 【総務省】別添2.02.有効期限通知書の送付に関する説明資料(令和元年10月23日付け)地方公共団体情報システム機構 【総務省】別添2.04.パンフレット.有効期限通知書の説明 【総務省】別添2.04.パンフレット.マイ一冊定方法	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teainbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_126	総務省自治行政局住民制度課	
4【厚生労働省】 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限について】 当該権限を市役所町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲するとの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<今令> 5【厚生労働省】 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限について】 当該権限を市役所町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲するとの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限について、都道府県が条例による事務処理特別制度に基づき市役所町村にその事務・権限を移譲することができるようになります。都道府県と市役所町村の間で円滑に連携を行うための取組事例を、地方公共団体に周知します。 【措置済み(令和3年9月7日付け)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課事務連絡】	【厚生労働省】令和元年の地方分権改革にて寄せられた提案への対応について(周知)(令和3年9月7日付け)厚生労働省障害保健福祉部企画課・障害福祉課事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_127	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
5【国土交通省】 (ⅰ)道路運送法(昭26法188) (ⅱ)一般乗合旅客自動車運送事業の許可(4条)による手続のうち、同事業の遂行に必要な法令の知識を有することを確認する試験について 【許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とし、令和元年度中に必要な措置を講ずる。】	一般乗合旅客自動車運送事業の新規経営許可の際の法令試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とした。	【国土交通省】一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について(令和2年3月17日付け)自動車局旅客課乗合バス班長事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teainbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_131	国土交通省自動車局旅客課	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (15)住宅・土地統計調査の調査員については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査までに市町村事務処理要領を改正する。	—	令和5年住宅・土地統計調査の市町村事務要領において、市町村は、都道府県から示された人数の範囲内で調査員を柔軟に推奨することが可能であることを明確化した。	【総務省】「令和5年住宅・土地統計調査 市町村事務要領」	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_133	総務省統計局国勢統計課
5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (15)住宅・土地統計調査の調査票の配布・収集等に関する事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法87)252条の1の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)】	—	住宅・土地統計調査の調査票の配布・収集等に関する事務については、事務処理特例条例により市町村に事務を移譲することで、市町村単位で民間委託が可能である旨を通知した。	【総務省】統計法施行令別表第一備考第四号に基づく住宅・土地統計調査の調査票の配布・収集等に関する事務の民間委託について(周知)(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課(住宅・土地調査担当)事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_134	総務省統計局統計調査部国勢統計課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (22)老人福祉法(昭38法133) 老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。	—	届出等に係る文書の提出を一部不要とすること等を内容とする省令改正を行い、地方公共団体に通知を発出した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_138	厚生労働省老健局総務課
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(5)】文部科学省(3)】厚生労働省(8)】 童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(4)】文部科学省(3)】厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について (交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_140	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 管 理	分 野	提 案 出 來 の 属性	提 案 單 位 (團 体)	關 係 省 廳	提 案 方 式	提 交 期 限	提 交 地 點	提 交 方 式	提 交 事 項 (重 複 可 能)	提 交 法 令 等	提 交 事 項 (重 複 可 能)	求 め る 措 施 の 具 體 的 内 容	具 體 的 な 支 援 事 例	提 交 中 に お け る 終 了 状 態 (無 効)
R1	143	12.その他	一般市	松原市	能登省、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、職会に時間するのではなく、地方公共団体に記載される行政不服審査請求手続の統一化です。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	役場所及び幼稚園に係る保育料について、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)に於ては、公の施設の使用料に該当するとの記載があります。当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査請求に提出する場合は、公の施設の使用料に該当するとの記載があるからです。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければなりません。また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。	—				
R1	144	12.その他	都道府県	千葉県	總務省、法務省	B.地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11 地方税法第382条	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法における不動産登記の実施の方法においては、同法第382条による規定が設けられている。	【課税制度】不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取扱い登記の届出の有無によっては、公の施設の使用料に該当するとの記載があります。また、現行の制度内においても電子データを提供することができるようになります。その旨を開拓機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることになった場合は、月1回程度の提供を受けることができます。	【決策】この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し脱り等による課税誤りの恐れがある。	【求められる措置の具体的な内容】のとおり。 【申請】 【届出】 【確認】 【規制緩和の必要性】	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html		
R1	145	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	医師法第6条第3項 歯科医師法第6条第3項 薬剤師法第9条	医師法、歯科医師法、薬剤師法(以下、「医師法等」といいます)に基づく届出のオンライン化	医師等に義務付けられている届出に用いて、現状の紙で行われる届出に替えて、対象者各自が付与されている籍登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して届出を可能とする。	都道府県(保健所)は、医師法等の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、医師・歯科医師・薬剤師が行う届出を紙媒体により回収し、とりまとめ、厚生労働大臣に提出している。届出は、義務毎に異なる届出票を実施しているため、届出標の送付作業や回収後の確認作業(対象者の電話連絡等)に労力をかけています。特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。	【解決策】 【求められる措置の具体的な内容】のとおり。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html			
R1	146	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条 保健師助産師看護師法施行規則第33条	看護職員業務従事者局(保健師・助産師・看護師・准看護師調査)のオンライン化を希望する。籍登録番号をIDとし、氏名、生年月日を利用してログインし、そこから操作式に定められてある届出事項を回答する形でし、回答されたデータは、まずは各都道府県へデータ送信され、その後に国へ送るシステムの構築を目指す予定です。なお、准看護師も同様に届出報告ができるシステムを望む。ただし、インターネット接続がない方の為に紙での届出は継続すること及び届出用紙にQRコードを掲載しシステムリンクできる様を希望する。	都道府県は法令の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、保健師・助産師・看護師・准看護師に対して從事状況届出を規則第3号様式により実施している。都道府県では、従事者から提出された届出を、衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に記載して厚生労働省へ提出している。このほか、届出内容を正確に報告するための作業(対象者への電話連絡等)に労力がかかるので、特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。	—					
R1	147	08.消防・防災・安全	市区民会	中核市市長会	内閣府	B.地方に対する規制緩和	災害救助法	「借り上げ型仮設住宅」の借り換えを柔軟に選択	災害救助法に基づき救助として行われる。応急仮設住宅の供給のうち、借り上げ型仮設住宅の借り換え要件に関して、家賃額又は同割合(かつ転居にかかる費用(引っ越し費用、敷金礼金、仲介手数料等)は自己負担とする場合においては、公費負担が増大すること無く、災害発生後に個別案件の協議に要する時間も無いにからず、転居を認め柔軟な要件として追記することについて、要件緩和を求めるものである。	昨年の平成30年7月豪雨をはじめ、東日本大震災や熊本地震では、借り上げ型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かったため、不動産業者は物件の内覧等に応じられない状況が結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。生活がある程度落ち着いていていに伴い、通勤・通学や買い物等の利便性を求めて、転居したいという声が上がったが、制度上、原則として借り換えはできない。また、被災市街地から離れた郊外型の仮設住宅等は、公共交通の便が悪く、見附りの人も少なく、近隣にスーパー等がほとんどないため、隔離死等の二次被害を引き起こす可能性もある。	【参考】 ※被災福祉サービス支給決定者 区分3,200人 区分無2,930人 ※区分ごとの支給決定者数 1,63人、2,557人、3,538人、4,531人、5,508人、6,1,003人	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html			
R1	148	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	介護給付費等の支給決定等について(国の事務処理要領)	障害支援区分の認定期間の上限を延長すること(例としては6年等とする。)	国のお知らせ及び事務処理要領において、「障害支援区分の認定期間の有効期間」については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できる。」と規定されています。更新の手続きにおいては、病院を受診する必要があり、特に知的障害者については、この更新のためだけに病院を受診するため、ご家族の大きな負担になっているのが現状であるが、障害支援区分6の方の場合は、状態に大きな変化はなく、再度障害支援区分6の認定期間にいる方が大多数である。一方で、区分認定期間については、個々の状態に応じて判断する必要はある。そこで、区分6認定期間の上限を延長もしくは撤廃し、認定期間について市長村審査会に委ねることを希望する。なお、認定期間が延長もしくは撤廃できた場合には、各システム(各自治体が導入するシステムや国保連システム)にて入力が規制されていることが多く、入力制限を解除する対応が必要となる。	【備考】 ※障害福祉サービス支給決定者 区分3,200人 区分無2,930人 ※区分ごとの支給決定者数 1,63人、2,557人、3,538人、4,531人、5,508人、6,1,003人	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html				
R1	149	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務処理要領)	障害児通所給付に係る支給決定が効期間の見直し	障害児通所給付に係る支給決定が効期間の見直し	障害児通所給付決定の有効期間については、省令により、最長1年間と定められている。そのため、最長でも1年毎に申請から支給決定までの手続きを行っている。これは、児童は成長とともに状態にも変化があるため、1年毎に、支給の要否を判断するべきという考え方に基づくものである。現状として、一度障害児通所給付費を支給した場合、その後は18歳到達や転居に伴うまで支給を継続していくことが大多数であるため、1年毎の申請が保護者にとって負担となっている。また、増加した支給決定者に伴い、事務量が膨大になることで、新規申請については最長で3ヵ月程度の待機期間が発生している。	【備考】 障害児通所支援支給決定者 平成29年3月末:2,318人 平成30年3月末:2,873人 平成30年9月末:3,168人 平成31年4月末:3,128人	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html			

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】〔法務省(3)〕 地方税法(昭25法226) 382条に基づき登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」といふ。)の不動産税徴収の課税事務への利用について、市町村が電子データを入手する旨の以下の事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて382条の18第3項に係る都道府県に通知することの可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができる。また、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができる。当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。	—	市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて地方税法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができない場合に、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができる。また、都道府県が登記所から電子データを入手することができる。	【総務省】市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項等について(令和元年12月27日付け)総税固第48号 【法務省】地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産税徴収の課税事務への利用について(令和元年12月27日付け)総税固第49号 【法務省】登記所と市町村との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について(令和元年12月27日付け)事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_144	総務省自治税務局固定資産税課 法務省民事局民事第二課
5【厚生労働省】 (1)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5)厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和4年度の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については、オンラインによる届出が可能となった。 医療機関等に勤務する以外の医師等のオンラインによる届出については、届出情報の正確性を担保するため情報の参照元となる「国家資格等情報連携・活用システム」との連携を予定しているが、現時点において導入時期が未定であるため、当システム改修についても調整中としている。 ・医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師(以下この事項において「医師等」といふ。)については、オンラインによる届出を可能とするごとに引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【厚生労働省】令和4年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について(通知)(令和4年10月31日付け)厚生労働省医政局及び厚生労働省医業・生活衛生局長通知 【法務省】登記所と市町村との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について(令和元年12月27日付け)事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_145	厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医政局歯科保健課 厚生労働省医業局総務課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定期務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (v)障害児通所給付決定の有効期間(21条の5の7第8項)については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
4【経済産業省】 (1)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) 液化石油ガスの販売、貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 4【経済産業省】 (1)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) 液化石油ガスの販売、貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・液化石油ガス販売事業者の登録等(3条1項及び2項、3条の2、4条並びに23条から26条の2) ・液化石油ガス販売事業者に係る各種届出の受理(6条、8条、10条及び43条並びに22条) ・液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置令(13条2項) ・液化石油ガス販売事業者に対する事務交付等令(14条2項) ・液化石油ガス販売事業者等に係る技術基準適合令(16条3項、16条の2第2項、35条の5及び37条の5第3項) ・業務主任者等の選解任の届出の受理(19条2項及び21条2項) ・業務主任者等の解任令(22条) ・保安機関の認可等(29条1項及び2項、31条、32条2項、35条の3並びに35条の4) ・保安機関一般消費者等の数の増加の認可等(33条) ・保安機関に対する業務等改善命令(34条3項) ・保安機関に対する監査令(35条の1項及び2項) ・保安機関に対する適合命令(35条の2) ・販売事業者の保安の確保の方法等の認定(35条の6第1項) ・認定販売事業者の報告義務(35条の7) ・認定販売事業者の認定の取消し(35条の10) ・液化石油ガス販売事業者による貯蔵施設等の設置等の許可等(36条1項、37条、37条の2及び38条の7) ・貯蔵施設等の完結検査令(37条の3) ・充てん設備の許可(37条の4) ・充てん設備の保安基準等の実施等(37条の3第1項、2項及び4項) ・液化石油ガス販売事業者の届出の受理(38条の3及び38条の10) ・販売事業者等からの報告の徵収(82条1項及び4項) ・販売事業者等に対する立ち入検査の実施等(83条3項及び4項) ・許可等の条件(84条1項) ・関係行政機関への通報等(87条1項及び2項) ・公示(88条2項)1号及び1号の2) ・聴聞の特例(90条)	令和元年度中に指定都市のある道府県、指定都市及び兼業団体向けに行った調査結果においては、全国一律の権限移譲について賛否意見が分かれた。さらに、令和2年4月から11月にかけて関係する道府県及び指定都市に於し、各業務に係る権限移譲の可能性等について調査を行い、その調査結果をもとに、令和2年12月の液石小委において審議を行ったところ、道府県から指定都市への権限移譲を行う方針が了承された。今和3年3月の液石小委において権限移譲に向けた体制構築のための必要な措置に関する方針を示した。 令和4年3月4日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための閣僚会議規則についての法律案」を閣議決定(第208号)を提出し、令和4年5月13日成文化(第208号)を公布。令和4年6月1日施行した「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」(令和4年政令第7号)を令和5年1月18日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」(令和5年政令第4号)を令和5年1月23日に公布。令和5年4月1日に施行された。	経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために閣僚会議規則についての法律案(閣議決定第208号)を提出し、令和4年5月13日成文化(第208号)を公布。令和4年6月1日施行した「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」(令和4年政令第7号) 【経済産業省】「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」一部を改正する省令(令和5年経済産業省令第4号)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_150	経済産業省産業保安グループガス安全室
5【総務省】 (20)消防施設整備計画実態調査 消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けた調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	-	令和4年度の次回調査に向け、過去の調査の質疑応答について整理を行い、自治体の負担軽減に繋がる課題の抽出を行った。 抽出した課題より、人材のスコア表示及び業務負担の軽減など調査方法の改善・効率化に向けて検討した結果、以降4点のとおり令和4年度調査より対応した。 ①調査表に記載する方法の1つを選択肢として、専用欄に入力欄を活用でき、かつ一般公開されている地理情報システムである「STATIMAP」を提示し、その活用方法について周知する。 ②既存の地理情報システムの機能を活用することで、本調査に対応している消防本部の事例を開示し、情報を共有を図る。 ③調査表内に記入時の留意事項を追加するなど、入力エラーを防止するための工夫を施す。 ④過去の調査における質疑応答を整理し、次回調査依頼時にQ&A集として添付する。	総務省】「令和4年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)」(令和4年8月5日付け消防第270号消防防消・救急課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_151	消防防消・救急課
5【総務省(18)(ii)】【国土交通省(19)(e)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 代執行(平26法128)及び10条(1)にかかる対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行なうことが可能となるよう、その場所に沿すべき方法を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改定し、市町村に令和2年中に周知する。また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。	-	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除外の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知した。	総務省】「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の一部改正について(令和元年地方分権改革促進事業)(令和2年12月26付け国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議官通知)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_152	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【内閣官房(1)】【総務省(29)】[後援者(6)] 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(登業登記法(昭38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実施等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間について(令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ii)指定居宅介護支援事業所における管理者要件について、省令を改正し一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日までとするものとして、主任介護支援専門員の雇用契約を締結することができない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすること可能とする。 【措置済み】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)】	事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とする内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公示した。	厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_158	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(5)】[文部科学省(3)][厚生労働省(8)] 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携認定こども園等整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(4)】[文部科学省(3)][厚生労働省(10)] 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局通知)】	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働省次官通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishi/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_161	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【内閣府(16)】[厚生労働省(40)] 子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業(児童福祉法(昭22法164)6条の9第13項)を実施するための施設(以下「事業」として「研究保育施設」という。)の整備については、市町村(特別区を含む。)が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。	—	「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を改正し、病児保育事業を実施するための施設の整備について、市町村が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して、令和2年度事業から交付対象とした。	【内閣府】「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について(令和2年5月25日付け内閣總理大臣通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishi/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_162	内閣府子ども・子育て本部
5【総務省】 (3)地方独立行政法人法(平15法118) (4)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。	—	地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(地方独立行政法人法改正の施行日は令和2年9月10日)。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について(令和2年6月10日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishi/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_163	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (1)指定居宅介護支援事業所(平9法123) (5)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとして認めることを可能とする旨を示した。	事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとして認めることを可能とする旨を示した。	【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)】	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishi/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_164	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【厚生労働省】 (23)母子及び父子家庭自立支援給付金(31条)及び父子家庭自立支援給付金(31条の10)については、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する市町村(以下「都道府県等」という。)の事務負担の軽減及び当該給付金の適正な支給を図る観点から、申請者に支給要件に該当することを都道府県等が確認するに当たり、申請者に構造等に該当する戸籍を他の市町村(特別区を含む。)に移した場合、申請者の状況に応じて必要となる添付書類について、改めて都道府県等に通知する。 【措置済み(令和元年1月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援家事室連絡)】	—	市町村において申請者が支給要件を満たすことを確認するに当たって、例えば申請者が転籍していた場合は過去の戸籍関係情報を確認する必要はなく、住民票等によつて確認が可能である旨を示した。	【厚生労働省】母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業に関するQ&Aの改正について(令和元年11月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援家事室連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishi/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_165	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【厚生労働省】 (26)雇用保険法(平49法16) 特定求職者雇用開発助成金(施行規則110条1項)のうち特定就職困難者コース助成金については、国が当該助成金に係る対象者が母子家庭の母等であることを確認する書類(写し)を廃止した。	—	国が当該交付金に係る対象者が母子家庭の母等に該当するか否かを確認するに当たって必要としていた、市区町村民等が母子家庭の母等であることを証明する書類(写し)を廃止した。	【厚生労働省】特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)等に係る母子家庭の母等であることの確認等について(令和2年3月31日付け厚生労働省職業安定局雇用開発企画課労働移動支援室長補佐、厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課長補佐事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishi/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_166	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (15)住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【総務省】 (18)統計法(平19法53) 住宅・土地統計調査における調査票の配布については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン回答用のID及びバワード並びに紙の調査票を同時に配布する方式により実施することとし、その旨を地方公共団体に周知した。 【措置済み(令和5年住宅・土地統計調査 調査の手引(総務省統計局))】	令和4年6月に実施した試験調査の状況等を踏まえ、二段階配布方式を見直し、同時配布方式を採用することとし、「実施準備事務打合せ会」において地方公共団体に周知した。また、内容を事務手帳に反映した。	【総務省】令和5年住宅・土地統計調査 調査の手引】	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishi/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_167	総務省統計局国勢統計課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省(36)】[国土交通省(20)] 住宅宿泊事業法(平29法65) 住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識(13条)の発行に必要となる届出番号については、観光庁が運営する「民泊制度運営システム」に住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していないなくても、都道府県知事等において取得可能であることを、地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年11月19日第11回住宅宿泊事業法関係自治体連絡会議)】	—	民泊制度運営システムにおいて、住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識の発行に必要となる届出番号については、システムに住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していないても、取得が可能であることを周知した。	—	—	厚生労働省医療・生活衛生局生活衛生課 観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省	提案 事項 （題名）	提案 方針等	提案 申請書類	提案事項 審査基準	求める措置の具体的な内容	具体的な審査事例	提案中における最終的な 審査結果（結果）	
R1	170	01.産業振興	都道府県	栃木県、福島県	経済産業省	B.地方に対する規制緩和	小規模事業者支援費補助金・B.地方に対する規制緩和	国庫補助金の受け取った建設工事会社の部分に伴う財産権分申請について、申請書類の簡素化と併せて申請書類の簡素化及びマニュアルの作成	国庫補助金を受けて建設した工事会社の部分に伴う財産権分申請について、申請書類の簡素化と併せて申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	昭和40年代以降に国庫補助金を受けて建設した工事会社について、老朽化が進み管理・修繕に係る負担が増大している。そのため、施設を処分し、他の施設を利用することを検討している団体も多数想定される。施設の処分を行なう場合は、国による承認を受ける必要があるが、当該承認申請に並んでは、マニュアル等が整備されておらず、国担当者からのメールにより必要な書類の指示を受けた状況であった。また、記載例等が整備されておらず、国担当者との認識の違いなどから多くの手戻りも発生した。そのため、本県のケースでは、書類作成に半年を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/telanbosyukekka.html	
R1	171	01.土地利用（農地除く）	指定都市	神戸市	財務省、国土交通省	B.地方に対する規制緩和	財務省理財局長通知(平成13年3月30日 財理第1308号)	地盤国有公園における公園の利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行なうため、公園の施設限界を委嘱してもらうこと。 もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とする。	利用計画を変更する場合は事前に、変更になつた利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならぬ。そのため、公園内にイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となつてゐる。 利用計画の変更申請は、約1ヶ月前提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	—	
R1	172	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省、国土交通省	B.地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国交第522号)	障害者等有料道路割引制度について、申請の交付行為の改善について	障害者等有料道路割引制度について、各福利社事務所で制度の案内を行い、申請に基づき説明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も説明書を発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福利社事務所で制度の案内を行い、申請に基づき説明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も説明書を発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。	—	
R1	173	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法施行令第42条	後期高齢者医療保険料の特別徴収における特別徴収対象年金の優先順位の見直し	後期高齢者医療保険料の合計額が特別徴収対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができない。そのため、優先順位が上位の年金で条件を満たさない場合は、下位の年金でこの条件を満たす場合でも特別徴収ができない。 例) 優先基礎年金(上位):5万円、老齢厚生年金(下位):9万円を受給しており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が4万円となる場合、特別徴収は不可となる。(→優先順位が支給順位になれば、老齢厚生年金が優先され、特徴徴収が可能となる)。	後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができない。そのため、優先順位が上位の年金で条件を満たさない場合は、下位の年金でこの条件を満たす場合でも特別徴収ができない。 例) 優先基礎年金(上位):5万円、老齢厚生年金(下位):9万円を受給しており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が4万円となる場合、特別徴収は不可となる。(→優先順位が支給順位になれば、老齢厚生年金が優先され、特徴徴収が可能となる)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	174	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法施行令第14～10条	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期における見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期について、早期に特別徴収を行なうことができるようになる。 被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収にならざるを得ない場合が多い。 毎年5月年金保険者から特別徴収候補者に受け取れ、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収の4期(10月支給の年金)に該当するか否かの連絡を行なっており、該当しない場合は翌年の別タイミングの連絡まで特別徴収の開始依頼を行なえない。(例:生保降止、障害認定、口座振替等の停止等)	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期について、早期に特別徴収を行なうことができるようになる。 被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収にならざる得ない場合が多い。 毎年5月年金保険者から特別徴収候補者に受け取れ、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収の4期(10月支給の年金)に該当するか否かの連絡を行なっており、該当しない場合は翌年の別タイミングの連絡まで特別徴収の開始依頼を行なえない。(例:生保降止、障害認定、口座振替等の停止等)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	175	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法施行令第14～10条	後期高齢者医療保険料の特別徴収における見直し	毎年5月年金保険者から特別徴収候補者に受け取れ、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収通知している。この場合、翌年度まで金額の変更ができないため、当年度内に年金保険料に変更があった場合には、前徴収への切替(特別徴収と普通徴収)または金額を普通徴収に切り替えることができない。 被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収にならざる得ない場合が多い。 毎年5月年金保険者から特別徴収候補者に受け取れ、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収通知している。この場合、翌年度まで金額の変更ができないため、当年度内に年金保険料に変更があった場合には、前徴収への切替(特別徴収と普通徴収)または金額を普通徴収に切り替えることができない。	毎年5月年金保険者から特別徴収候補者に受け取れ、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収通知している。この場合、翌年度まで金額の変更ができないため、当年度内に年金保険料に変更があった場合には、前徴収への切替(特別徴収と普通徴収)または金額を普通徴収に切り替えることができない。 被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収にならざる得ない場合が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	176	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第13条の3、児童扶養手当法施行令第8条	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する規定による見直し	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する規定による見直し	本市では、ほんどの受給者が減額措置の適用除外を受けている実態(※)があり、受給者によって毎年申請書類を用意し、手続きを行うことが負担となっている。 減額措置は、「離婚後の激変に定期的に経由し、自立を促進する」とい趣旨が設定されたものであるが、受給の継続を必要とする状況にある方には、その本来の趣旨の没落が進みにくい実情があり、手続きが複雑化している。 一方で、地方公共団体では、手続きが確実に行われるよう、個別に案内する事務負担が大きくなっている。本市では、減額措置の対象者を選別した上で、来庁時に持参していく適用除外申請書類の案内文書を用意しているが、不足事項の削除を行うことが多い。特に、就労以外の事由で適用除外を受ける場合には、障害や疾病などの状況を実時行に聞き取り、その状況に応じた除外事由や必要書類等を精査した上で、追加の手続きを個々に促している。 さらに、受給者にとっても、追加の手続きのために複数回来庁しなければならない場合もあり、負担となっている。	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する規定による見直し	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	177	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A.権限移譲	医療法第30条の4 医療法第30条の4、14、15、16	医療計画の策定等による権限及び地域医療構成の実現のため必要な措置に関する権限を、二次医療圏が市域で実施している指定都市に移譲できる制度を改めること。	医療計画の策定等による権限及び地域医療構成の実現のため必要な措置に関する権限を、二次医療圏が市域で実施している指定都市に移譲できる制度を改めること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の地域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行ない、前述の医療活動を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確立に向けた施策を展開している。	—	
R1	178	12.その他	中核市	豊田市	法務省	B.地方に対する規制緩和	戸籍法第48条第1項第2項、第25条第3項、第49条第1項第2項、第36条第3項、戸籍法第35条第2項第2項、民法第1961号民事事務局回答、昭和24年1月10日付民事事務申請第2616号民事事務局通達	戸籍法第48条第1項受理証明書の請求者の拡大および同条第2項届出書記載事項明細書の特別の事由の明確化	受理証明書について、請求できるのは、戸籍法第48条第1項に規定されている届出人だけとなっていて、出生や婚姻、離婚を記する証明書として受理証明書を請求することができる旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等、地域の社会活動を活用したサービス提供や、公団の掃除活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなどを	受理証明書について、請求できるのは、戸籍法第48条第1項に規定されている届出人だけとなっていて、出生や婚姻、離婚を記する証明書として受理証明書を請求することができる旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等、地域の社会活動を活用したサービス提供や、公団の掃除活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなどを	1. 医療機関が都道府県が定めさせており、本部が基準算定の算出や厚生労働省との協議等を実行するようになります。 2. 地域医療構造の実現のため必要な措置(地域医療構成調整会議の運営等、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行なうよう、このため、介護保険事業計画の整合性を図り、地域の医療構造の実現のため必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事が行なうよう、2025年に向けた医療提供体制に組み入れること。 1. 医療計画の策定等による権限に関する権限を都道府県が指定する都道府県に移譲できるよう制度を改めること。 2. 地域医療構造の実現のため必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事が権限を指定する都道府県に移譲できるよう制度を改めること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	179	03.医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業所外での社会参加活動に関する基準について 第二回(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業所外での社会参加活動に関する基準について 第二回(4)障害福祉サービスにかかる費用の額の算定における基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二回(4)	生活介護事業所におけるサービス提供時間について、事業所外における定期的に社会参加活動等を実施することができる旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等、地域の社会活動を活用したサービス提供や、公団の掃除活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなどを	【支援事例】生活介護事業所が、サービス提供時間中に事業所外で社会参加活動等を実施する方法は、次の2通りである。 1 社会資源(既存施設)を活用する方法で行なう場合に、当該既存施設を事業所の一部(出張所)として指定する 2 利用者が事務所等で外出した場合の取扱いに基づく しかし、行事等で外出した場合として取扱うことが可能である具体事例は示されていない。このことで、例えば以下の事例を行なう場合等で外出した場合として取扱うことが可能であるか疑惑が生じている。 (1) 特定の時期のみ事業所の敷地外にある農地において農作業を行なう場合 (2) 事業者が定期的に事業所外で行なう社会参加活動等に参画する場合 上記(1)(2)は、いずれも行事等で外出した場合といふべきであるが、どちらも費用がかかるのである。しかし、そのことが明確に示されていないことで、指定権者毎に取扱いに差が生じ、事業所外における社会参加活動等の円滑な実施が妨げられる可能性がある。例えば、(1)のように一時的に使用する農地であっても出張所としての届出が必要であるという取扱いとする。更に届出の事務手続が必要となり、事業者の負担が増加する。さらに、事業者が利用権を有しない(事業所の一部である出張所としての届出ができない)場所での活動内容が制限されてしまう。	【支援事例】生活介護事業所が、サービス提供時間中に事業所外で社会参加活動等を実施することができる旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等、地域の社会活動を活用したサービス提供や、公団の掃除活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなどを	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	180	09.土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	建築基準法第4条、第6条(6)	建築確認に関する事務の権限を有する者を民間の指定期間検査機関と同様に特定行政庁も変更することを求める。	建築基準法運用・解釈の硬直化 建設行政は機関委託仕事務から自治事務に変わり、國からの指示である通達がなくなり、建築主事ら接否を判断する技術的助言に変わった。このことにより國以下の組織で対応していた状況から、一個の部門を多岐にわたる機関に変更された。現在、各々の建築主事の解釈に広義と狭義で差がでている状況である。豊田市では木造化を推進しているが、狹義による建築主事判断で木造化の計画を断念した事もある。 地域の事情にも合わせて柔軟な法の運用や統一的な法の運用がされていない状況である。 民間開放以前、平成14年から26年にかけて建築主事は約2,000人から約1,500人に減少している。建築主事は確認済証の交付で名前が知れ渡ることにより、民事訴訟の発展につながる可能性もあり、市の積極的な意向に対して重視を受けることある。建築主事個人への負担が過大である実情をみて、豊田市では建築主事職は歴然として資格を取らない人材も存在する。また、建築主事が定年前に指定確認検査機関に転職したり、定年後も指定確認検査機関に再就職をしている状況である。	建築基準法運用・解釈の硬直化 建設行政は機関委託仕事務から自治事務に変わり、國からの指示である通達がなくなり、建築主事ら接否を判断する技術的助言に変わった。このことにより國以下の組織で対応していた状況から、一個の部門を多岐にわたる機関に変更された。現在、各々の建築主事の解釈に広義と狭義で差がでている状況である。豊田市では木造化を推進しているが、狹義による建築主事判断で木造化の計画を断念した事もある。 地域の事情にも合わせて柔軟な法の運用や統一的な法の運用がされていない状況である。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【経済産業省】 (8)補助事業者等により取得した財産の財産処分に関する事務 小規模事業者支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した財産の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続や当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知する。	—	小規模事業者支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した財産の財産の処分について、財産処分の承認申請から処分報告までの基本的な流れ、各手続等において補助事業者から都道府県知事まで提出を要する書類等、事務処理マニュアルとして網羅的に取りまとめ、令和3年4月27日に各経済産業局を通じ、都道府県に周知した。	【経済産業省】補助金事業により取得等した商工会館に係る財産の処分等の取扱いについて(令和3年4月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_170	中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (21)児童扶養手当法(昭36法238) (ii)児童扶養手当一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (24)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【厚生労働省】児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止適用除外に係る届出について、 ・地方公共団体内の実施部署に直接確認できる際に省略が可能となる書類に身体障害者手帳等を追加する ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求人活動の手帳等の提出は不要であることを明示する ・受給資格者等が一定の障害状態にあることを地方公共団体内で確認できる場合には、身体障害者手帳の写し等の提出を不要とする ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求人活動の手帳等の提出は不要とする ・厚生年金の加入状況や障害年金受給者の障害状態について、省令を改正し、マイナバー制度における情報連携による確認を可能とする 【措置済み】(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和2年内閣府・総務省令第8号)等)	児童扶養手当の一部支給停止の適用除外に係る届出について、 ・地方公共団体内の実施部署に直接確認できる際に省略が可能となる書類に身体障害者手帳等を追加する ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求人活動の手帳等の提出は不要であることを明示する ・受給資格者等が一定の障害状態にあることを地方公共団体内で確認できる場合には、身体障害者手帳の写し等の提出を不要とする ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求人活動の手帳等の提出は不要とする ・厚生年金の加入状況や障害年金受給者の障害状態について、省令を改正し、マイナバー制度における情報連携による確認を可能とする 【措置済み】(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和2年内閣府・総務省令第8号)等)	【厚生労働省】児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止適用除外に係る事務について】の一部改正について(令和2年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_176	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)生活介護事業所外でのサービス提供時間中における社会参加活動等については、施設の事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行してサービスの提供を行っている場合には、当該施設利用者に係る報酬を算定して差し支えないことを、地方公共団体に令和元年度中に周知する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理 年	分野	提案出団体 の属性	関係省 府	提案 内容 (題)	提案事項 の概要	提案方 合等	提案事項 の概要	求める措置の具体的な内容	具体的な施策例	提案中における最終的な 審査結果(結果)	
R1	181	03.医療・福祉	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町、玖珠町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスによる費用の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスによる費用の算定に関する基準の制定について(平成18年3月31日 老計発第0331005号・老発第0331018号)	指定地域密着型宅介護の定員29名を超えて35人未満登録している、一定の期間は介護報酬の算定(70/100)を行なうこと、現行18人以下のところ、21人(通り)の定員については、現行18人以下のところ、21人(通り)の定員について、(平成18年3月31日 老計発第0331005号・老発第0331018号)	農牧村では平成28年度の提案募集制度により、小多機能施設内にて「要介護ニル型施設」、「要支援一級施設」、「要支援二級施設」によるサービスを提供できるようになったことから、農牧村の小多機能施設に登録されるのは「要介護」の方のみとなることになったが、24時間・365日のサービス提供となり、利用者の利便性が向上したことから、最大35人程度が見込まれる。小多機能施設登録後には「要介護者」が村で受けられる他の在宅介護サービスは、村社会福祉協議会で行っている訪問介護(ヘルパー)だけという現状であることから、もし「通所介護(ドイ)」や「短期入所(ショートステイ)」を必要とする要介護者数が30人以上となつた場合、あふれた人たちを救済する術がない状況となってしまう。これらの問題の解決策として、サービス事業所の新規参入及びサブライド型小規模多機能型宅介護施設の活用について検討したが、現状、新規事業者の参入は見込みない状況であることや、新たな施設整備に伴う財政負担など解消が難しい課題がある。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
R1	182	03.医療・福祉	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町、玖珠町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金の運用の改善	教育支援体制整備事業費補助金において、医療的ケアのための看護師配置のための経費の実施対象に幼稚園を含むよう見直す。	たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師派遣のための経費(補助率5%)の1)。本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は「公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期日程を除く)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法による医療的ケア児の幼稚園に在籍する場合」現行では保護者を対応する必要があるため、就学前からの集団教育を受けける機会の妨げとなっている。大分市においても、早朝の受入体制の構築が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka_yosan.html
R1	183	12.その他	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、玖珠町	熊本県、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法施行規則第十条(要綱)表(二)第十七号の二様式、地方税法第三百七十七条の三の三、地方税法施行規則第二条の三の六	公的年金の特別控除における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に、口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日々本年金機構等により口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて被養親族等申告書の様式に口座欄に係る同意欄を設ける。	年金支払対象者に係る住民税の特別控除のうち、4月～6月の仮渡収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html
R1	184	12.その他	中核市	尼崎市	總務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公務員団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(以下「雇用調整協定」といいます)」を制定を求める。	日本企業の間の人材交流に関する法律(雇用調整協定)と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公務員団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(以下「雇用調整協定」といいます)」を制定を求める。	現在日本企業の間の人材交流に関する法律(雇用調整協定)においては、各会社は身分保護の問題がないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務について身分を保有しない研修生の立場に設定された賃費の範囲などから得られず、十分な人事交流が図れていない。	-	
R1	185	12.その他	中核市	尼崎市	總務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項において、私人に徵収又は収納の事務を委託することができる内容が規定されている。	地方自治法施行令第158条第1項において、私人に徵収又は収納の事務を委託することができる内容が規定されている。	これまでも、民間企業の間で、市職員が受講料等を負担して、手書きの説明文を担当して採用しようとしても民間に退職することは必須であり、それをすると民間に退職金共済組合を脱退することになる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を感じることになると、民間の身分を持った地方自治体が受け入れるうらができないようになること必	-	
R1	186	08.消防・防災・安全	中核市	尼崎市	熊本県、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費負担法施行における合併施行の範囲と合併手続の迅速化	公共土木施設災害復旧事業費負担法施行における合併手続の範囲と合併手續の迅速化	これまでも、民間企業の間で、市職員が受講料等を負担して、手書きの説明文を担当して採用しようとしても民間に退職することは必須であり、それをすると民間に退職金共済組合を脱退することになる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を感じることになると、民間の身分を持った地方自治体が受け入れるうらができないようになること必	-	
R1	187	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県	熊本水産省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	地域未来投資促進法第3条第2項第1号～第11条第3.4項、第17条	地域未来投資促進法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張する場合の農用地区域から、その除外における弾力的な運用	地域未来投資促進法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張する場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件について、地域にもたらされる経済効果や地域の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	【現状】平成29年7月、地域経済を牽引する産業の立地・導入を促進し、地域創生を推進するため、地域未来投資促進法及び農村産業法が施行された。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html
R1	188	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	市町村運営有償運送の登録における処理方針について(平成18年9月15日付け自転車第141号自動車局長通知)	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行しましては運行管理者を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認める。	【現状】市町村運営有償運送において安全運転のための点呼は、運行管理者が運転者に対して対面で実施することが求められている。一方、一般旅客自動車運送においては、一定の要件を満たせばモニター等の機器を活用したIT点呼が実施可能となった。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	事項	分野	提案用紙の属性	提案用紙の属性	関係府省	提案	規制法/令等	提案事項 重要度	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案半における既終了の 規制法(既終)
R1	189	10.運輸・交通	都道府県 兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	国土交通省	半成30年3月30日付自第338号(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について)	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に係る保険料の収受可能化	B 地方に対する規制緩和	交通事故不便地帯または交通事故空白地において、市町の認める報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)を無償運送の範囲内で收受できる経費とすること。	【現状】自家用自動車で高齢者移動ボランティア活動を行う場合、①ガソリン代、②道路使用料、③駐車場代については実費として、道路運送法の許可・登録なく無償運送の範囲内で收受できる。しかし、認定金、保険料、カンパンなど運送と直接関係のない名称で利用者から收受する場合であっても、運送による反対料付との関係があると国が認めるときは、收受する金額がたとえ少額でも道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録が必要とされている。 【支障事例】過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス等の公共交通機関の利用が困難な高齢者が増えつつある。高齢者の外出を支える柔軟な対策が急務となるなか、地域の受け皿やボランティア活動組織の熟度によっては、当初から自家用有償運送による運送を実施するのではなく、段階的に導入できる新たな枠組みが必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する上位策である。 平成30年6月には、三田市において地域ボランティアによる自家用無償運送を開始した。事故防止確保に際してボランティア保険料については自家用有償運送の登録を受けなければ收受できないことから、ボランティア保険料の個人負担となり、活動を継続する上位策である。 平成30年3月の通過によって明確化された規制の趣旨を踏まえても、ボランティア保険料が一律に無償運送では收受できない金額に該当するとは必ずしも言えないと考えられたため、地域における実情を踏まえた適切な見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
R1	190	03.医療・福祉	都道府県 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山县、鳥取県、徳島県、岡山県、福井県、三重県	厚生労働省	厚生労働省 B 地方に対する規制緩和 医療法第30条の23、第30条の24、第30条の27等 医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月29日) 6-2	医学部の「地域枠」入学定員(臨時定員)の維持	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域確保をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがあることから、一次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	【現状】地域における医師不足解消に向け、医学部を有する大学が入学定員の増加を行おうとする場合、都道府県から修学資金の貸与を受ける代わりに、卒業後にその地域で一定期間働く「地域枠」の定員増が認め可される。 地域枠の入学定員(臨時定員)については、2021年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域確保を解消できない一方で、それにかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月29日)においては、医師の需給が均衡するとの前提で、2022年度以降、臨時定員による地域枠を設置できるのは、将来時点において医師数が少ないと二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限られる。 なお、2022年度以降の医師養成については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」によりまとめられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況などを踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこととされているところである。 【支障事例】本県の人口10万人当たりの医師数は、圏域別では神戸と阪神南以外の8圏域で全国平均を下回っている。全国平均を下回っている地域を全国平均並み(人口10万人当たり240.1人)にするためには、1,291人の医師が必要である。 しかし、本県が地域枠で養成した医師は33人しかおらず、医師の地域偏在を解消できていない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html		
R1	191	03.医療・福祉	都道府県 兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	厚生労働省	厚生労働省 B 地方に対する規制緩和 法律第45条第4項	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	【現状】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、「2年ごとに政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならぬ」と定められている。 【支障事例】精神疾患を起因して、思考、感情や意欲の障害を残している精神障害者は、症状が一時に治まつても再発の可能性がある複雑状態が長期化し、障害が固定する身体障害者との差異は少なくなっている。しかし、身体障害者手帳は有効期限がない一方、精神障害者保健福祉手帳は2年に1回の更新が必要で、同手帳所持者にとっては有効期限の管理、診断書等の準備、市町窓口で手続き等の負担が大きい。また、同手帳所持者は年々増加しており、申請の増加に伴い、審査・判断と交付事務を行精神保健福祉センターの事務量は急増しており、2年に1回の更新を行って手帳の早期発行が困難な状況になってしまっている。 手帳の更新状況を確認したところ、更新前の等級から変更のなかった人の割合は95%程度で、概ね等級変更がない状況となっている。また、2回の更新で等級変更がなく少なくとも4年間、同一の等級であった人の割合は80%程度であるため、更新期間を延長しても概ね支障がないものと考える。 く手帳所持者数は、平成27年末:24,227名→平成28年末:25,450名→平成29年末:27,033名→平成30年末:30,483名	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html	
R1	192	03.医療・福祉	都道府県 兵庫県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山县、鳥取県、岡山県、福井県、三重県	厚生労働省	厚生労働省 医政局長・老健局長通知(平成30年3月21日付)医政発第0327第31号・老健0327第6号 「病院又は診療所と介護保険施設等との併設について」	病院体育施設を医療機関内に併設する条件による介護保険施設等との併設	病院体育施設についても医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)の共用や職員の業務に併設できるよう、介護保険施設等との併設条件とすること。	病院体育施設についても医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)の共用や職員の業務に併設できるよう、介護保険施設等との併設条件とすること。	【現状】介護保険施設等を医療機関内に設置する場合は、医療法解釈に関する国通知において一定の条件(医療に支障がない、管理者の明確化、利用計画の提出等)の下で、待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の業務が認められている。 病院体育施設は施設と密接な関わり、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の業務が認められていない。 【支障事例】医療機関内に併設されている病院児童施設は、児童の預り前に医師の診察を経なければ併設医療機関の管理権下にある。 しかし、医療機関内の患者利用スペースに保育係施設を設置することは想定されているため、医療法を厳密に適用すると待合・廊下・トイレ等の導線分離等のために工事が必要となるなど、医療機関内に併設する保育施設の位置や構造等の問題が生じる恐れがある。 現状では、保育施設の必要性を読み込み、特例的に保育施設の位置を決めるなどの配慮が行われているものの、政策指定都市市・市町・都道府県健康所等の裁量で委ねられている。 例えば、県内市町が、市内に立地する病院内に保育施設を開設する計画を策定したが、構造上、廊下・階段等導線の分離ができない、保健所の指導の下、運用上の対応策を検討することになった。対応の検討に時間を使い、半年程度開設準備が遅れた。また、病院内における児童保育施設の位置付けが明確でないことから、病院が一時的に開設に後ろ向きの姿勢を見られることになった。	-	
R1	193	03.医療・福祉	都道府県 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山县、鳥取県、兵庫県長会、兵庫県連合会、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和 法律第107条、110条 高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 介護保険法第134条～140条	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給され及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月の保険料を徴収して、翌年度当月初から特別徴収が継続されるようにすること。	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件(年額18万円以上の年金を支給され及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合には、前年度2月に特別徴収されていた年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることが理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支援となっている。具体的には、被保険者からの問合せ対応・納付書送付手配及び経費負担、未納の場合は納付書による支拂いを被保険者によって負担しなければならないため、特別徴収に再度切替えるまでの間の保険料の未納が難易づけやすくなる。 今後も年度から被保険者によって特別徴収特例の見直しが急務である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.html		
R1	194	08.消防・防災・安全	都道府県 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県、岡山県、福井県、三重県	内閣府	災害救助法における「救助」の範囲への家庭被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲への家庭被害認定調査等の追加	B 地方に対する規制緩和	災害救助法における「救助」の範囲への家庭被害認定調査等の追加	災害救助法による被災範囲(災害救助費の対象)は、避難所、応急宿泊施設の借入、食事の供給、埋葬等に限定されており、これらの「救助」に要した費用は、灾害救助費として全額支払われる。 災害発生後、応急仮設住宅への入居を行なうには、家庭被害認定調査等による災害認定調査の連絡や災害認定調査等の手続やその前段となる家庭被害認定調査に対する業務が負担される。 大阪府等部地震や平成30年7月豪雨の際、兵庫県及び県内市町から家庭被害認定調査及び罹災証明発行等業務のために、31日間で延べ3000人、日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担が大きい。これまでの地震の回復には、家庭被害認定調査が災害対策基本方にに基づく基本的市町村が行なうべき事務であることがあったが、平成30年7月豪雨等の大規模災害時は、被災住戸数が多いことから、多数のマンパワーが必要となり、被災自治体だけではなく被害者被害認定調査を迅速に実施するが困難であることが明らかになった。 また、罹災証明発行業務については、応急救助は別個の各種制度による支援のため、被災自治体にとって多額にわたり活用されることを理由に灾害救助費の対象できないうとの回答であったが、罹災証明書の発行が遅れることが多く、被災者から「南の島の震災で被災者自身が『空港』と記載した被災地へ向入る際、被災自治体の職員だけで迅速に対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣を要請があつても、負担が大きいことから、被災地応援に二足を踏むこととなる。 なお、これの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、通常は0.5、最大でも措置率0.8となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.yosan.html	
R1	195	08.消防・防災・安全	都道府県 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県、岡山県、福井県、三重県	内閣府	B 地方に対する規制緩和 被災者生活再建支援法第2条 被災者生活再建支援法施行令第3条	被災者生活再建支援制度について、同一の災害により被害を受けた全ての地域が平等に支援対象となること。 住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を可能とすると、全額及び半額規模に亘りて、各種災害において多数発生している半額世帯も支援対象となること。	被災者生活再建支援制度について、同一の災害により被害を受けた全ての地域が平等に支援対象となること。	被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全棟の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯以上発生したことなどが適用要件となっている。このため、同じ災害による同じ被害であっても住戸数により法の支援対象となるない場合がある。 また、法の目的に鑑みると、半額世帯も支援対象となるが、現行制度では支援対象とされていない。 【国連会議事務局】平成30年11月に、①被災対象を半額まで拡大すること、②一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とすることを提言している。 【支障事例】平成30年7月豪雨災害において、兵庫県内では10世帯の全額被害者が発生した神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全額被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。 また、平成21年台風第9号災害においては、全額18世帯、大規模半額306世帯に対し、半額659世帯となり、法制度の支援が受けられない世帯が多く発生した。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/teianbosyukokka.yosan.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (iv)法における許可又は登録を要しない運送において收受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非常利活動法人等が車両に開して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	道路運送法における許可又は登録を要しない運送において收受可能としている金銭について、特定非常利活動法人等が車両に開して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを通知した。	【国土交通省】道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(令和2年3月31日付け自動車局旅客課長通知)	https://www.ato.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_189	国土交通省自動車局旅客課
5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ii)医療における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 引厚生労働省1 (10)医療法(昭 23 法 205) 医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、以下のとおりとした。 ・令和5年度末までとした期限について、令和6年度末まで1年間延長した。 ・令和6年度末までとした期限について、令和7年度末まで1年間延長した。 【措置済み】(令和4年11月4日付け文部科学省高等教育部長及び厚生労働省医政局長通知) ・令和6年度末までとした期限について、令和7年度末まで1年間延長した。 【措置済み】(令和5年11月27日付け文部科学省高等教育部長及び厚生労働省医政局長通知)	医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、以下のとおりとした。 ・令和5年度末までとした期限について、令和6年度末まで1年間延長した。 ・令和6年度末までとした期限について、令和7年度末まで1年間延長した。	【文部科学省】厚生労働省】令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて(令和3年10月15日付け文部科学省高等教育部長・厚生労働省医政局長連名通知) 【厚生労働省】令和6年度医学部臨時定員に係る方針について(令和4年10月27日) 【文部科学省】厚生労働省】令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)(令和4年11月4日付け文部科学省高等教育部長・厚生労働省医政局長連名通知) 【厚生労働省】令和7年度医学部臨時定員に係る方針について(令和5年11月9日) 【文部科学省】厚生労働省】令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)(令和5年11月27日付け文部科学省高等教育部長・厚生労働省医政局長連名通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_190	文部科学省高等教育局医学教育課 厚生労働省医政局医事課
5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (i.)精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 引厚生労働省1 (22)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神障害者保健福祉手帳の交付(45条2項)については、以下のとおりとする。 ・必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、申請者向けの申請書用チェックリスト及び医師向けの診断書用チェックリストを作成し、地方公共団体に通報する。 【措置済み】(令和4年2月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課手帳手続統一案) ・地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において令和7年度までに行うことされている地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に向けた取組の中で、地方公共団体が使用する障害者福祉システムを統一・標準化する。	地方公共団体の事務負担軽減策として、手帳交付事務において年金関係情報を円滑に取得できよう、手帳交付事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等(情報照会マニュアル)を改正した。 また、自治体の事務負担軽減のため、申請者・医師向けのチェックリストをそれぞれ作成し、都道府県・指定都市宛に送付した。 地方公共団体が使用する障害者福祉システムの統一・標準化については、令和7年度までに実施予定。	【厚生労働省】精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等(情報照会マニュアル)について(令和2年9月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課手務連絡) 【厚生労働省】精神障害者保健福祉手帳の申請書用及び診断書用チェックリストについて(令和4年2月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課手務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_191	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体 (固体)	関係府県	提案 事項 (固有)	規制 法等	規制 法合 成	提案事項 (固有)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 審議結果(確定案)
R1	196	12.その他	都道府県	兵庫県、播磨町	總務省	B. 地方 に対する 規制級 和	公職選挙法第68条第1項第5 号、 第86条の4第4項 公職選挙法施行令第89条第2 項第1号	地方議会議員選挙の立 候補届に必要な添付書 類の見直し	文部総理出席書に記載された住所を確認するための書 類の添付が立候補届に義務づけられていないため、届出時 において容易に住民票を確認できるよう立候補届に必要 な添付書類と住民票を義務づけること	【現状】 公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件とされている。しかし、立候補届に必要な書類として住民票は規定されておらず、客観的に住所を確認する <立候補届に必要な書類> (1)届出書、(2)供託明証書、(3)宣誓書、(4)所属党派明証書、(5)戸籍の謄本又は抄本 【支障事例】 県議会議員選挙において、県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に当 ては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票に際し、選挙会において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があつて る虚偽の申告をした場合の選挙権を定める法律改正がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	197	08.消防・ 防災・安全	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	農林水産省、国土交 通省	B. 地方 に対する 規制級 和	公共土木施設災害復旧事業 計画方針第7条 公共土木施設災害復旧事業計 画方針第12・13 大規模災害時における公共土 木施設災害復旧事業計画方針	災害復旧事業における机 上査定上限額の引き 上げ	現状で、被災地の面積や静止電荷等により被災状況の 複雑な点を踏まえ、より正確な査定を行うことを目的とし、解禁す る場合、大規模災害による甚大な被害に対する災害復旧事業 を適切に実施するため、現状300万円未満としている機 上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円 未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	【現状】 被災地の事業費を決定する災害査定は、原則として実地にて行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する机上査定を実 施することができる。一方で、被災箇所が複数箇所ある場合などは、災害査定にかかる手間がかかる。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未 満に引き上げれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる。) 今後も災害が発生することを考えると、現行の机上査定限度額を、災害査定の業務手続きを迅速に実施することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	198	12.その他	中核市	郡山市、大玉村、鏡石町、天栄村、 浅川町、三春町、小野町	国土交通省	B. 地方 に対する 規制級 和	自動車登録令 の申請時における印鑑 登録證明書の発付	自動車登録令第15条において、申請書には印鑑による 証明書の添付が求めている。その証明は、住所所 の市町村役場が作成するもので、自治会が作成する 印鑑登録證明書などではない。印鑑の不要とする。	自動車登録令の新規登録・抹消・移籍の際の印鑑登録證明書の添付が求められており、福島車両支局管内においても年間約25万件の業務を処理している。 同証明書の発行業務は市町村の窓口業務においても負担となっているが、住民・事業者にとっても手間となっている。 なお、軽自動車の登録等の際には同証明書の添付は求められていない。	—	—
R1	199	07.産業振興	中核市	郡山市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、 平田村、浅川町、三春町、小野町	経済産業省	B. 地方 に対する 規制級 和	工場立地法に基づく特例計算による既存工場等の 規制条件における既存工 場等の緑地等面積の計算 方法の明確化	工場立地法に基づく特例計算による既存工場等の 規制条件における既存工 場等の緑地等面積等についての計算式について、既存工 場等の緑地等面積を算出する場合は、各事業者の立地 条件における既存工 場等の緑地等面積等の計算式によることとされる。 特例計算による既存工場等の緑地等面積を算出する場合 は、各事業者の立地条件による既存工場等の緑地等面 積等の計算式に当たっては特例計算による既存工場等の 緑地等面積等を算出するにあたっては、既存工場等でも通常計算による既存工場等を上回る企業が出てきている。 特例計算は複雑な計算式であることと計算を整理し、正しく計算を行なうことが事業者の負担となっている。また、特例計算は変更履歴を積み重ねて行なうことから、過去の届出を数十年にわたりて管理・保存 しなければならず、過去の届出が見当らないといった事業者の声があつた。 行政にとっては、企業が建設する行なうべき(決算期間)場所が多く、その際に、既存工場等の特例計算を行うことは、過去の届出すべてのチェック、検査などが必要となり、通常計算に比べて負担が大きくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html		
R1	200	09.土木・ 建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B. 地方 に対する 規制級 和	公営住宅法第8条第1項第1号 災害公営住宅事業(一般災害) の指定要件の見直し	「滅失した戸数が500戸以上」としてある災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の 区分、「滅失した戸数が災害地域でおおむね500戸 以上」として、柔軟な適用を可能とする。	地震等の自然現象の発生による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が①被災地域で500戸以上にしてある、他の区域での1割以上によっては、胆振東部地震による北海道(被災地全般)の被害は「480戸」であるため、本事業の対象となる。 被災した多くの世帯は現在被災住宅で生活している中、住居の自立再建が難しく、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html	
R1	201	09.土木・ 建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B. 地方 に対する 規制級 和	公営住宅法第23条 公営住宅法第41条第6条 (大規模災害の場合、被災地復興特別措置法21条の適 用がある)	災害公営住宅の入居者 資格要件の規制緩和	一般災害による災害公営住宅整備事業で認定する災 害公営住宅の入居者資格として収入要件が規定されているため、公営住宅法第23条の規定により一定の所得以下の者が対象となつていて、災害によって住居が滅失した場合を対象として、過去の大規模災害による住居が滅失した場合を対象として、過去の大規模災害に同様に収入要件をつくら、いはく「入居者資格要件」を、地域に自ら決められるようにする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html	
R1	202	05.教育・ 文化	一般市	竹田市	文部科学省	B. 地方 に対する 規制級 和	学校教育法施行規則 部活動指導員の活用事 例の通知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、補助要件を満たす人材が見つからず配置が困難である。 県の補助制度を活用し部活動指導員を配置したいが、補助要件を満たす人材が見つからず配置が困難である。 スポーツの指導をしている人は存在するが、部活動指導員として位置付けることが難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html		
R1	203	03.医療・ 福祉	指定都市	さいたま市、埼玉県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	自立支援医療(精神 病院)の支給認定の有効 期間等の延長	自立支援医療(精神病院)の支給認定の有効期間並び に自己負担額の算定及びその決定に必要な課税 状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者があり、混乱やトラブルを招ぐこと 同時に利用者に不利益が生じている。 精神保健省が支給手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神病院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混亂が生じている。 更新手続類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	
R1	204	12.その他	中核市	八王子市	総務省	B. 地方 に対する 規制級 和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項	選舉運動自動車における 乗用の自動車に間に する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されるに於ける選舉運動 用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」 に関する標準を明確にする。	選舉運動用自動車は、公職選法第141条第6項により、「命令で定める自動車の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車両の用途標識にあらわす「身体障害者用に改修した特殊用途自動車等、英 語的で「乗用」とみなされるものであれば使用可能とされる。一方で、同じ特例適用である放送宣伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするものは使用不可と明記されているため、市選管	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	205	12.その他	中核市	八王子市	総務省	B. 地方 に対する 規制級 和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の第 1項第1号に掲げられた各基準の統一	選舉運動用自動車に間に する規制基準(公職選挙法 施行令第109条の第1項第1号に 掲げられた各基準の統一)の統一	また、合理的かつ簡素な統一基準に基づき、立候補 者・選管委員会及び警察本部における混乱を防ぐため、選舉の都度、その対応に忙殺されている。また、 本市選管部では、市議会議員選挙の際には規制基準について説明しているが、複雑でわかりにくい基準に関して多くの問い合わせがあり、選舉の都度、その対応に忙殺されている。この間、国に対しても、 市選管部によつて、市選管部と警視庁との確認の際の費用や、当該候補者も、最終選舉運動用自動車の準備でき ない不利益を被つた。また、「乗用」の判断基準が不明なまま使用した場合、市選管部によつて、市選管部と連絡して、対象となる被選挙権者も、乗用と市選管部個別に判断する事 件が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	
R1	206	02.医療・ 福祉	一般市	市川市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	生活保護法第19条第1項及び 第4項	ケースワーカ業務の一 部外部委託化	本州では、国の施策に先行して、被施設の分野において、行政と民間双方が連携して協働していく土壌を整備し、福祉の充実を図ってきた。 高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡単な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。	※なお、過去の特区対策による厚生労働省の回答では、「ケースワーカー業務については、被施設の実施機関である地方自治体の責任においておこなわれるものであり、管轄の実施機関である行政による行政によるものであり、市選管部によるものではない」と見受けられる。市選管部によつて、市選管部個別に判断する事 件が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【総務省】 (3)公職選挙法(昭25年100) (4)地方議会議員の選舉における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関して、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。	地方公共団体の議会の選舉の立候補の届出に添えなければならない旨趣書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選舉の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加した(公職選挙法の改正を含む第10次地方分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(公職選挙法改正の施行日は令和2年9月10日。))。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について(令和2年6月10日付け総務大臣通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teisanbousyu/2019/r1fu_tsuchi.html#l_196		総務省自治行政局選舉部選舉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【経済産業省】 (2)工場立地法(昭34年24) 既存工場等(工場立地に関する準則(平10大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示1)(備考)1)において、生産施設の面積の変更(減少を除く)が行われるときの生産施設、緑地及び環境施設の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、既存工場等以外の工場と同様のより簡易な計算方法で算定できることをホームページで公表するとともに、その旨を地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて周知する。 【措置済み(工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課))】	既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときの緑地等の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、より簡易な計算方法で算定できることを周知した。	【経済産業省】工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teisanbousyu/2019/r1fu_tsuchi.html#l_199	経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22年26) 認定標準(施行規則第8条の2)については、その確保が円滑に進むよう、地方公共団体における取組事例を收集し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	部活動指導員の確保が円滑に進むよう、地方公共団体から收集した取組事例を地方公共団体に通知した。	【文部科学省】部活動の在り方に関する総合的なガイドライン「フォーラム開催結果について(令和2年3月31日付けスポーツ庁政策課学校体育室、文化庁参考事案(芸術文化担当)付学校芸術教育室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teisanbousyu/2019/r1fu_tsuchi.html#l_202	スポーツ庁政策課学校体育室 文化庁参考事案(芸術文化担当)付学校芸術教育室	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17年123) (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17年123) (5)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17年123) (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17年123) (5)自立支援医療に係る支給認定(54条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象としている「給付」(給付額の算定の基準、基準金額、支給金額及び障害手当金額)における合意方法等を地方公共団体にて行う。 【措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)】	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続き及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けて地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行動手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成2年3月31日付けスポーツ庁政策課学校体育室、文化庁参考事案(芸術文化担当)付学校芸術教育室事務連絡) 【厚生労働省】行動手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付等における自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定期務の取扱いについて(通知) (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・接護局精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teisanbousyu/2019/r1fu_tsuchi.html#l_203	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (6)生活保護法(昭25年144) (4)ケースワーカ業務の外部委託については、以下のとおりとする。 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令4＞ (2)生活保護法(昭25年144) (1)ケースワーカ業務の外部委託については、福祉事務所が被保護者に対して行う家庭訪問の方法に関する取扱いを見直し、外部の専門機関との連携により被保護者に係る必要とされる確認が可能な場合は、「これももって家庭訪問とみなすことができる範囲を拡大すること等を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年7月26日付け厚生労働省社会・接護局障害保健課長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・接護局障害保健課長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・接護局障害保健課事務連絡)】	社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論も踏まえ、家庭訪問に関する運用の見直しについて、令和4年7月26日付で通知を発出した。	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)」(社援保0726第3号) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)」(社援保0726第1号)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teisanbousyu/2019/r1fu_tsuchi.html#l_206	厚生労働省社会・接護局保護課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 分 野	対象団体 の属性	地 域 単 位	関係府省	提 案 区分	概 要 方 法	提 案 事 項 (事 項 名)	求 め る 措 置 の 具 體 的 内 容	具 體 的 な 支 援 事 例		
									実 施 方 法	相 關 事 件	
R1	207	12.その他	一般市	市川市	法務省	B 地方に対する規制緩和	佐渡市の所有する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項	行政者の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規制緩和	郵送での請求が可能な戸籍係続證明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要であること、さらにICカードリーダーを用いなくてはならないことから、現行制度ではオンライン請求をするためにICカードリーダーを準備する必要があり、利用者の自己負担が生じるなど、利用者が簡単に申請できるシステムの構築が困難になっている。	提出申における最終的な調査結果(細部等) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	208	12.その他	都道府県	静岡県、埼玉県、南豆衛生ブロック組合、三島市外、伊豆市、田舎谷山組合、三島市外五市町、笛根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長坂町衛生組合、伊豆市佐久間衛生組合、御殿場市、小山町広域行政組合、駿豆学園組合、立共蒲原総合病院組合、立太広域事務組合、大井上水道行政組合、駿河病院組合、駿河市原市菊川市学校組合、相模原管組合、駿河市森町広域行政組合、浜名湖観光企業団、浜名学園組合、立川工業用水道、立川市、立川市病院企業団	法務省	B 地方に対する規制緩和	なし	一部事務組合における不動産の登記手続における規制緩和	一部事務組合における不動産の登記手続における規制緩和	【一部事務組合】 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の協議を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。 【支障事例】 現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要的記載事項であることから、これら「2項目」については規約に基づき資格認明を行っている。 【支障事例】 現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要的記載事項であることから、これら「2項目」については規約に基づき資格認明を行っている。 しかししながら、管理者についてはその選任方法が規約の必要的記載事項とされており、規約により管理者の確認が可能な場合もあれば、規約のみでは管理者が判然としない場合もある。 管理者に変更等があった場合に、都道府県知事に対する届出義務等がないことから、規約により管理者が判然としない場合は、都道府県は管理者の資格根拠を有していないこととなる。(現状は組合側への管理者の確認に基づき資格認明を行っている。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	209	12.その他	都道府県	静岡県、川越市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、狭山市、鳩山町、美里町、羽川町、上里町、横浜市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、健軍町、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、伊豆町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	なし (上記法律で欠格要件を定めているのに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の仕事の自治権を尊重して実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号)を根拠にしているとの文献あり「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けられること。	【支障事例】 平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯歴情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。 静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯歴情報の照会」が実現希望者の本籍地市町に来ている。 しかししながら、「犯歴情報」は要配慮個人情報をあたり、原則的に当該法で規定された事項を確認するため「犯歴情報の照会」があつた場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行わなければと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のごく犯歴情報の提供が出来なかつた場合、義親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的の実害を被る。 市区町村において仕事に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯歴情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていたと考えられる。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	210	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、大阪府	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	化製場等に関する法律第9条第1項、第24条の2)を得たものによる登録(同法第9条第1項)において動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種、第二種動物取扱業の登録(同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	化製場等に関する法律に基づく指定区域(同法第9条第1項)において動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種、第二種動物取扱業の登録(同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	現在、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「愛畜法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製法」という。)に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直しが必要となることがあります。 ※化製法に基づく指定区域(同法第9条第1項)において、愛畜法に基づく飼養施設(同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直しであるわけではありません。 しかし、化製法に基づく飼養許可規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではありません。 また、愛畜法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第9条第1項)を得たものによる登録(同法第9条第1項)において、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく飼養許可において満たすべき道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっていますが、愛畜法上の登録が認められるものは、化製場等上の許可が認められる結果となっています。 このような状況では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行って、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っていく、その手間が増えるだけで、非効率的な事務運営となっています。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	211	12.その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、横浜市、相模原市、藤沢市、小田原市、莘ヶ崎橋市、厚木市、伊勢原市、山足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に運営よどむ部分を指摘するための番号の利用等に関する法律等に影響を与える事前の協議を行った上で、導入を実現しました。データ標準化(マイナ改正版では、自治体ごとに改版内容に応じてシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。そのため、見込み額を予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。また、7月から次年度のシステム改修等に際した予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な算額ができない。そのため、見込み額を予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	212	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県、さいたま市、川崎市、青梅市、寒川町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認可外保育施設に対する指導監督基準について、保育従事者の配置基準による乳幼児の年齢の基準化(平成13年4月29日雇用労働省令第177号)	認可外保育施設による乳幼児の年齢の基準化(平成13年4月29日雇用労働省令第177号)による乳幼児の年齢の基準化の解釈の明確化	認可外保育施設による乳幼児の年齢の基準化(平成13年4月29日雇用労働省令第177号)による乳幼児の年齢の基準化の解釈の明確化	今後、認可外保育施設が児童教育無償化の対象となるために、基が定める指導監督基準を満たす必要がある。現状、都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準化(平成13年4月29日雇用労働省令第177号)による乳幼児の年齢の基準化の解釈の明確化	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(17)】(総務省(24)) マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守とともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行なうことができるよう努める。	—	令和2年度と令和3年度におけるデータ標準レイアウトの改版にあたり、地方公共団体に対してレイアウトの確定版を前年度の7月に提示し、情報連携開始までの改版に関するスケジュールについても遵守された。	—	—	デジタル行政デジタル社会共通機能グループ
5【内閣府(3)(1)】(厚生労働省(5)(Ⅲ)) 児童福祉法(第22条第164項) 認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行なうことを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断について、指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行なうことができるよう明確にした。	【厚生労働省】「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について(令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) https://www.cao.go.jp/bunken-tsushin/tensanbousyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_212	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)学校給食をはじめとする教育扶助(13条)については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することになった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。	—	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・接護局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_213	厚生労働省社会・接護局
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (11)消費・安全対策交付金 地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務に協力する場合の特殊病害虫緊急防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ病害虫の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障がないよう遅延なく決定する。	—	病害虫の発生状況、防除方法、防除時期等を踏まえ、病害虫の発生が確認された都道府県・市町村と交付額及び交付時期について、事前に十分調整を行い、必要な予算を確保し、早期に交付決定を行った。 なお、フルムバグスライスの緊急防除については、令和2年度末をもって終了したことから、令和3年度以降、消費・安全対策交付金の交付手続きはなくなった。	—	—	農林水産省消費・安全局植物防疫課
5【農林水産省】 (10)地被特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握 地被特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容について、地元の行政的・外済的な実施の觀点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体等に周知する。 また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。	—	地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容について、地元の行政的・外済的な実施の觀点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度に地方公共団体等に周知するとともに、令和元年度から2年度にかけて、当該3調査の調査項目や対象品目の削減等を行った。	【農林水産省】平成30年特産野菜生産動態等調査入力上の留意事項(令和元年1月18日付け) 【農林水産省】園芸用施設の設置等の状況の見直しに係る事前の意見照会について(令和2年3月27日付け農林水産省生産局園芸作物課施設園芸対策班連絡) 【農林水産省】地域特産野菜生産状況調査実施要領(平成30年産一部改正新旧対照表)(令和元年9月30日付け) 【農林水産省】令和元年特産果樹生産動態等調査入力上の留意事項(令和2年12月9日付け) 【農林水産省】園芸用施設の設置等の状況把握の実施について(令和3年3月11日付け農林水産省生産局園芸作物課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_216	農林水産省統計部生産流通消費統計課、農業局園芸作物課、果樹・茶グループ
5【農林水産省】 (13)農業人材力強化総合支援事業 (i)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本台帳の登録に係るものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の他の書面で代替可能であること(明確化)するため、令和2年4月2日目途にて「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官令)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。	—	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平24年4月6日付け)第3543号農林水産事務次官任命通り令和2年4月1日付で一部改正し、農地の権利設定の状況が確認できる書類について、農地基本台帳の登録に係るものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の他の書面で代替可能であること(明確化)するため、令和2年4月2日目途にて「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官令)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。	【農林水産省】農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和2年4月1日付け農林水産事務次官任命通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_217	農林水産省経営局就農・女性課
5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (i)土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請(19条5項)等の手続について、都道府県知事は経由しないことし、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を令和元年度中に改正する。	—	土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請等の手続について、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を改正し、都道府県の経由手続を廃止した。	【国土交通省】土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(令和2年3月31日付け国土交通省都市局市街地整備課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_218	国土交通省都市局市街地整備課
5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (i)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	—	地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(地方独立行政法人法改正の施行日は令和2年9月10日)。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について(令和2年6月10日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_219	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野	提案団体 の属性	関係省 会	提案 主体	提案 の属性	提案 方略等	提案事項 （重要度）	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例		提案中における最終的な 審査結果(概要)	
									休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要があるが、園長や保育士に負担がかかり扱い手の確保も難しい。	【具体的な支障事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となってしまい、施設の労働も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続い可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きくなり、休日保育が実現できない。		
R1	223	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園法、子どもと子育て支援法	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて休日における共同保育の実施可能化を実現するための要件となっており、休日保育加算について、日付内での複数施設が一アーチョンで休日保育を行なう場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要があるが、園長や保育士に負担がかかり扱い手の確保も難しい。	【具体的な支障事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となってしまい、施設の労働も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続い可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きくなり、休日保育が実現できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html
R1	224	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、特定教育費、特別利用料制度、特別利用型保育、特別利用型保育及び特別保育に関する基準等	施設型給付費等による加算項目の簡素化	施設型及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単位に組入れる。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。 【具体的な支障事例】 施設型給付費等に際しては加算項目多く、単価もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断できない質疑を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務があなたか、かなりの負担が生じている。	また、確認監査を行際のチェック項目等が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発覚した場合には返済業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の設置状況や運営の認定状況等を把握する上に、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合、実態に応じていない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.yosan.html
R1	225	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	社会福祉施設等の耐震化について(平成30年5月31日付文科高第191号)	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査点・調査内容(様式)の統一。	【現状】 毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 【具体的な支障事例】 調査のやりとりを行なう県は、市町村及び施設の負担軽減のため、様式を一括して照会しているものの、調査点については、施設種別が4月1日付で変わる(保育所から幼保連携認定こども園に変わる場合など)こともあり、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、回答する施設側の作業が煩雑になる例もある。 また、趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なるため、それぞれの調査別に回答しなくてはならず、事務が煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	226	12_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金等申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化	認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれに提出する必要がある。	認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれに提出する必要がある。 【支障】 申請書類、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口に提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いていたり。 文科省の交付金について、要綱を基づく開設補助、厚労省の交付金については法律に基づく直接援助となっており、二者で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ受け取ればならないなど分かりにくくなっている。 両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でないと工事への着手が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	227	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A_権限移譲	軌道法、軌道法施行令、軌道法規、軌道法規の権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が軌道法の権限に属する事務で都道府県が処理するものを定める政令、軌道法施行規則	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が軌道法の権限に属する事務で都道府県が処理するものを定める政令市での区域で完結するものについて、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われるものとみなされている。また、工事実行認可と工事着工・竣工の期限延長の決定など一部の工事の事務に係る申請については、都道府県知事が経由して行うこととされている。 【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行なうこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	228	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A_権限移譲	鉄道事業法、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令、鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定めるものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間に政令市内の道路にに関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 鉄道線路を道路に敷設する許可については、その敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事は経由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。	【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内において道路に縦断的に敷設する鉄道線路については、都道府県知事が経由事務を行なうこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	229	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	法務省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に附する法律第26条、27条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に附する法律第26条、27条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に附する法律第26条、27条	【現状】 法第26条では、「構造施設の長は、精神障害者又はその他のある収容者を収容、退院又は退所させようとするときは、(略)都道府県知事に通報しなければならない。」とされ、法第27条において、「都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について収容の上必要な認めるときは、その指定する指定医をして診察せなければならぬ。」とされている。 【実施事例】 現在、通報対象者が明確でないため、構造施設が、斟酌する判断により睡眠薬を服用している者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び構造施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html	
R1	230	12_その他	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省	B_地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項、第2項、第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	不要財産納付時の公立大学法人の定期の変更について、議会の議決及び各省政府の認可を不要とすること。 (地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や各省政府の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定期の変更については、地方独立行政法人法(以下法)「」第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定められたものとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、從事する事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。 【支障】 以上のようにして、議会の議決及び各省政府の認可を受ける必要がある、県の事務的な負担が過大になっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第1項の規定に基づき設立団体の認可を設けているが、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付について、法第8条第2項に基づく定期的表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。 上記のとおり、議会の議決及び各省政府の認可を受けるため、事務負担が過大になっている。また、当該事案に係る各省政府への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事務負担が大きくなる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukekka.html		

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るために、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るために、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 【指掌済み】(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課),臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課))	都道府県が行っている補助事業者からの照会に対応について、負担軽減を図るために質疑応答集を作成し、令和2年11月に都道府県担当課に周知した。	【厚生労働省】臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1.235	厚生労働省医政局医事課
5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るために、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るために、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 【指掌済み】(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課),臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課))	都道府県が行っている補助事業者からの照会に対応について、負担軽減を図るために質疑応答集を作成し、令和2年8月に都道府県担当者に周知した。	【厚生労働省】臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)	—	厚生労働省医政局歯科保健課
5【内閣府】(1)文部科学省(10)厚生労働省(33)(ii) 子ども・子育て支援法(平24法律65) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算I(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育にかかる費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	員の職歴を確認する際、職歴証明書だけでなく年金加入記録等から推認する取扱も可能であることにについて通知に明記した。 (令和2年7月30日付け通知)施設型給付費等に係る処遇改善等加算I及び改善等加算IIについて また、年金加入記録等による具体的な確認方法として、労働条件通知書等とあわせて確認することが考えられる旨を公定価格に関するFAQに明記した。 (令和3年9月14日付けFAQ「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(ver.20)」)	【内閣府】公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.20) (令和3年9月14日付けFAQ)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1.237	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局児童青少年課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省 等	提案 内容	規制方針等	提案事項 重点化	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における既報的な 実績事例(既報)		
									年	月	
R1 240	05.教育・文化	指定都市	大阪市	文部科学省	B. 地方に対する施設費の国庫負担率等に関する法律規制緩和 第5条第1項、同義務規則第5条、同義務規則第2条	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担率等における「前向き整備」の算定日の限度の緩和	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担率等における「前向き整備」の算定日の限度の緩和について、児童数が増加している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図る趣旨から公立学校施設の整備費用については、国が一部を負担しており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等によって交付条件等が定められている。 本市においては、市内中心部(都心部)において、大規模集合住宅(タワーマンション等)の開発が続いている。こうした住宅開発に伴って、当該地域では児童生徒が急増しており、小中学校において教室等が不足する事態が発生し、校舎増築等の児童急増対策が重要な課題となっている。 こうした児童急増対策に際しては、限られた学校用地のなかで、児童生徒の教育環境を考慮のうえで対策を講じる必要がある。校舎増築についても、可能な限り運動場面積を確保するとともに、児童生徒数の増加が込まれている場合は、将来を見据えた教室棟と校舎を整備する必要がある。 しかし、現行制度では、「最大3年先の学級数(所謂前向き整備)」でしか補助金算定されないため、児童生徒の増加が継続している市内中心部では、3年毎に校舎増築が繰り返され、ただでさえ学校用地が狭い都心部において、ますます運動場が狹隘となることや、工事が連続して続くことなど、児童生徒の教育環境への悪影響が懸念される。	https://www.mext.go.jp/bunkin-suishin/teishousyu/2019/telanbosyukokka_yosan.html		
R1 241	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲	関西広域連合では、地方自治法に基づく「関西広域地方計画」を策定、推進している。国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」の策定権限は関西広域連合によるものにより、協議を経て協議を終了した上で、計画を公表するものとすることができる。 広域連合では毎年、構成団体(委嘱会)にて協議を行っており、計画に係る種別、実質的な協議、意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。 国土形成計画法では、構成団体の委嘱会によるものとして、経済団体や市町村の代表などを構成する協議会や両者の定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域連合計画」の策定手続で必要な構成員は同じ構成員である。さらに、広域連合議会は、関西広域連合市町村の議長が兼任しており、議會を通じた意見反映が可能となる。 以上から、都心連合は西宮において計画を策定し、推進する主体としてより適切である。			
R1 242	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備区域の整備に係る法第5条、第6条、第7条 近畿圏の保全区域の整備に係る法第5条、第6条 近畿圏の近畿圏整備区域及び開発に係る法第3条	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近畿圏整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への移譲を求める。 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限、各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国との廃止等	現在の近畿圏整備計画については、結果的に近畿圏広域連合が主たる見込みをもつものから、十分に考慮しなかったことから、本当に国が実現する企画計画の地方版であると言わざるを得ない。 この点について、関西広域連合は政策課題において連携と調査の実績を積み重ねてきており、関西全体会員の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 近畿圏整備計画は福井県、三重県、対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能なほか、関西広域連合との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾いつけることも可能である。		
R1 243	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、本来一体である地域が区城指定によって分割されることを望ましくなく、政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、府県域を超える場合に区城指定についても、地方の目線に沿ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することができる。 将来にこのような人口減少を見込まれる地方で特有の効率的に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。		
R1 244	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	農林水産省	A.権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨る重要な民有林の保育林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨るものの、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請について、大臣(林野庁)が申請書を受理してから下記通知の施行まで標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、進達から予定通りまでに1年月日を要している。事例あり、申請者からの問い合わせによると、多くの多數を受けられる。 科別的に重要な人口減少を見込まれる地方で特有の効率的に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			
R1 245	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A.権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8条、第21条第3・6・7・9条、第22条第3・6・7・9条、第23条第3・4・5・6・7・8・9条、第24条、第29条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る法第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限の移譲	法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ての山陰海岸国立公園について、関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理ができる。 将来に重要な人口減少を見込まれる地方で特有の効率的に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。		
R1 246	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A.権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、都道府県が管理することになっている。国定公園区域は、自然環境保護のための山野の保全や、景観保護のための樹木の伐採といった整備的な案件にも関わらず、実際はこれが大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、進達から予定通りまでに1年月日を要している。事例あり、申請者からの問い合わせによると、多くの多數受けられる。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。		
R1 247	07.産業振興	その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A.権限移譲	流通業の総合化及び効率化的促進に関する法律第4条第1・4・8条、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該権限は、事業者の所在地等の府県を構成団体に保有が留保されている理由は「地域の判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合である。運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			
R1 248	07.産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該権限について、事業者の所在地等が府県を構成団体とする関西広域連合のうち、運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			
R1 249	07.産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3・4・5・6・7・8・9条、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新支援のための新規事業の創出と既存事業の活性化等の促進に関する事務・権限の移譲	当該権限について、事業者の所在地等が府県を構成団体とする関西広域連合のうち、運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			
R1 250	07.産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限移譲	液化石油ガスの保安及び取扱いの適正化に関する法律第10条第1項、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安及び取扱いの適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガスの販売等の登録、販賣の取扱、基準適合命令のよう府県域を跨ぐために近畿支那の権限について、関西広域連合への移譲を求める。	液化石油ガスの保安及び取扱いの適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガスの販売等の登録、販賣の取扱、基準適合命令のよう府県域を跨ぐために近畿支那の権限について、関西広域連合への移譲を求める。	当該権限について、事業者の所在地等の府県を構成団体とする関西広域連合のうち、運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。		
R1 251	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限移譲	液化石油ガスの保安及び取扱いの適正化に関する法律第3条第1・2・3・4・5・6・7・8・9条、第10条第1・2・3・4・5・6・7・8・9条、第11条第2・3・4・5・6・7・8・9条等	液化石油ガスの保安及び取扱いの適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガスの販売等の登録、販賣の取扱、基準適合命令のよう府県域を跨ぐために近畿支那の権限について、関西広域連合への移譲を求める。	当該権限について、事業者の所在地等の府県を構成団体とする関西広域連合のうち、運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			
R1 252	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限移譲	電気工業事業の業務の適正化に関する法律第3条第1・2・3・4・5・6・7・8・9条、第10条第1～12条、第14条第1～16条、第17条第2～3・27条、第28条、第29条第1・2・3・4・5・6・7・8・9条等	電気工業事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該権限について、事業者の所在地等が府県を構成団体とする関西広域連合のうち、運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			
R1 253	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種輸送用高圧ガス充填装置の設置認定及び指定監査の指定のための高圧ガス充填装置又は第一種輸送用高圧ガス充填装置の運送のための高圧ガス充填装置の運送等	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種輸送用高圧ガス充填装置の設置認定及び指定監査の指定のための高圧ガス充填装置又は第一種輸送用高圧ガス充填装置の運送のための高圧ガス充填装置の運送等	当該権限について、事業者の所在地等が府県を構成団体とする関西広域連合のうち、運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			
R1 254	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限移譲	火薬類取扱法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設又は火薬に係る検査機関及び指定監査機関の指定のための高圧ガス充填装置又は第一種輸送用高圧ガス充填装置の運送のための高圧ガス充填装置の運送等	火薬類取扱法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設又は火薬に係る検査機関及び指定監査機関の指定のための高圧ガス充填装置又は第一種輸送用高圧ガス充填装置の運送のための高圧ガス充填装置の運送等	当該権限について、事業者の所在地等が府県を構成団体とする関西広域連合のうち、運営からお困りの間、関西の広域行政の責の主体として、7つの分野事務にはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携・調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理ができる。 法定要件を満たすを経由している地方環境事務所長権限の移譲を経ることにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると言える。			

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	事項	提案団体の属性	関係省府会	提案	規制法等	提案事項 審査基準	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な審査結果(既定案)		
R1	270	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条	自立支援医療(精神障院)の支給認定の有効期間並びに自己負担額の決定及びその決定に必要な業務期間等の延長	現行の制度において更新手続きは1年ごであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごとなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者があり、混乱やトラブルを招くと共に利用者に不利益が生じている。 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごであるため、自立支援医療(精神障院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	
R1	271	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	老人福祉法第14条及び第15条 老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等を簡素化する。	介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法の届出書類等を簡素化する。 「新しい社会保障法－ペーパーレス」(平成29年12月18日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と面での見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業者が自己で作成する文書も更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減を取組む」とされました。 これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則の一部改正する命令」が公布され、平成30年10月1日に施行されている。この命令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含む4つの命令が改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。 老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改訂が行われない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することはできないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	
R1	272	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関(以下「法」という。)による指定更新において、医療機関の指定更新に係る手続の簡素化	介護サービス事業者の申請に付随して、医療機関の指定更新手続を簡素化する。 「新しい社会保障法－ペーパーレス」(平成29年12月18日閣議決定)において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療料及び診療報酬の割引」と規定している。さらに、生活保護受給者の場合には、健康保険加入者は、健康保険と生活保護の負担を均等にするための手続扶助を適用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。 しかししながら、現行法上は、一部で除外する旨が記載されている。このことから、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。	—	
R1	273	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	建築基準法第52条、建築基準法施行令第2条	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと。	【参考(千葉県)】 ・平成30年版の指定等数:243件(内訳) 指定:48件、更新:195件 ・令和元年5月末時点の市内介護医療機関の指定率:90.1% (内訳)市内介護医療機関数1,718 うち指定介護医療機関1,549	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	
R1	274	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長	総務省、法務省、国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(総合財産管理人)、民法第951条～第959条等対象の推進に関する特別措置法の付与	所有者不明空き家に対し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	本市の拠点駅周辺において土地利用が行われており、種地不足やコスト面等から、平面的に交通広場の面積を確保することが困難なため、交通結節機能の強化が図られていない。そこで状況の下、「駅前広場の上空利用」(平成23年3月)において、積極的に駅前広場の上空を活用した節点整備の推進が挙げられており、本市においても立体都市計画制度を活用し、民間活力による交通広場の整備を検討しているが、敷地が大きく上空利用しない場合は交通広場も敷地面積に含まれ、床面積も生じないものの、限られた空間で建物と交通広場を複合整備する場合は、交通広場により容積率が追加される。 検討事業において地権者と協議を行う際、交通広場の空間の提出について一定の理解を得るもの、交通広場が容積率対象となることで地権者の土地利用に制約を与える、協議に支障をきたしている。容積率緩和の一つとされるが、検討地区においては両辺の交通基盤に与える影響が多大であることや、容積率緩和に対する住民の懸念が残ること等から、困難な状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	
R1	275	12.その他	市区長会	指定都市市長	総務省	B. 地方に対する規制緩和	【各種選挙の投票用紙】公職選挙法第71条、公職選挙法施行令第45条、第77条 昭和51年6月1日(致賀市選挙無効等確認請求事件)に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】最高裁判所裁判官国民審査法第2条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認める場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないことされている。 京都市では、空き家対策の一環として京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人には該当しない可能性が高いとの説明を受けた。 一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する務責を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立てができると、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が不十分なものにならない。 空家等の増加、地域の防災や防犯、生息環境、景観などへの悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めらるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置するよりも、空き家等の活用や除却の促進が求められる現状が大きい。 平成30年6月1日成立の「所有者不明土地の利用の容積率等における特別措置法第38条」において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」について同様の規定を設けたいただきました。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	276	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	子ども6・子育て支援法第31条、第43条	地域型保育事業の確実の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされた。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村との同意を得たうえで、当該施設を育児の確認(法第43条)を行なう必要がある。 しかししながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者の間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化している。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても利用が可能であることが一般的である。居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的・煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	
R1	277	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長	厚生労働省、国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道第52号) 厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉課長通知(平成15年11月1日)第100号	障害者の有料道路割引制度について、申請の受け付けが遅延していることによる遅延等の問題がある。	障害者の有料道路割引制度について、各福島事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(2年毎)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者があることから、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 本市においては、障害者入所施設に直接対応できるようにしている。 市民のまちづくり手続は直接有料道路事業者とできないから、問い合わせが少なくない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	—	
R1	278	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条の2、児童福祉法に基づく指定期入所支援に要する費用の額の算定に関する基準、重度障害児支援加算費実施要綱	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について、加算対象の施設要件を緩和する。	障害児入所施設において、重度障害児を受け入れることによる繊細の手術(加算)については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準(①重度障害児専用棟を設ける。②専用の定員20名以上とする。③居室については1階に設ける。等)が設けられている。 本市においては、障害児入所施設において規格グレーブケ化を進めているところだが、上記の施設基準(専用棟の定員20名以上等)があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算費を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。 (参考)重度障害児支援加算費の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):25名 △このうち、14名が重度障害児支援加算費が受けられない。 国としても重度障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算費については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:付1付5のもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (32)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方針について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)自立支援医療に係る支給認定の有効期間等(55条)の業務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則5条に規定する給付であって、マイナンバーカードにおける情報連携の対象となるない給付(船員保険法(昭14法73)に基づく障害年金及び障害手当(基金等)による照会方法等を地方公共団体に通する。 【措置済み】(令和2年6月10日付)厚生労働省社会・接護局障害保健福祉課・障害保健課長通知、令和3年3月30日付)厚生労働省社会・接護局障害保健福祉精神・障害保健課事務連絡)	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策も盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付で地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行政手続における特典の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバーカード)に基づく情報連携の対象とならないない給付を受けた自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知) (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・接護局精神・障害保健課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_270	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉精神・障害保健課
5【厚生労働省】 (32)老人福祉法(昭38法133) 老人福祉にに基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。	—	届出等に係る文書の提出を一部不要とすること等を内容とする省令改正を行い、地方公共団体に通知を発出した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_271	厚生労働省老健局務課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (i)建築物の容積率(52条1項)の算定については、交通広場等を専ら道路交通の用に供する部分又は屋内の用途に供しない部分として判断できる場合、当該部分を床面積に算入しないことを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和元年度中に通知する。	—	建築物の容積率の算定にあたり、床面積の算入については、建築物に適用される制度等に問わらず、当該部分が屋内の用途に供するか否かや、専ら道路交通の用に供するか否かにより判断するものであり、計画内容に応じて特定行政庁が判断するものである旨通知した。	【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について(各指定確認検査機関(大臣指定)の長宛て)(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡) 【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について(各都道府県 築建築行政主務課長宛て)(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_273	国土交通省住宅局市街地建築課
5【総務省】(18)(i)法務省(4)【国土交通省(19)(i)】 (18)空き家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (i)空き家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む)以下この事項において同じ)が行った不在者財産管理人(民法(明29法89)25条1項)又は相続財産管理人(同法952条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空き家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。	—	空き家対策における財産管理制度活用の事例集(市町村が債権を有しておらずかつ特定空き家等と認める手続を行っていない場合であっても財産管理人選任の申立てが認められた事例)を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。	【国土交通省】空き家対策における財産管理制度活用の事例集(令和2年12月18日) 【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について(各都道府県 築建築行政主務課長宛て)(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_274	総務省自治行政局地域活力創造グループ地域振興室 法務省民事局参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【総務省】 (2)最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)及び公職選挙法(昭25法100) 最高裁判所裁判官国民審査及び各種選舉における未使用の投票用紙の保管期間(最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条)については、保存スペースの確保などの支援を踏まえ、法制的な面から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	総務省自治行政局選舉部選舉課
5【内閣府】(11)(辛)厚生労働省(33)(辛) 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む)以下この事項において同じ)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	—	地域型保育事業を行なう者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在地する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による異なる「確認」は不要とした。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方にに関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 引厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (iv)障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、小規模グループケア加算を算定している場合は、重度障害児専用棟の定員をおおむね20人以上とする要件のうちを満たさざりとも、重度障害児支援加算費を算定できることとした。なお、居室を1階に設ける要件については、重度障害児の火災時等の安全性の確保の観点から、小規模グループケア加算を算定している場合であっても、重度障害児支援加算費を算定する上で必要な要件とすることとした。 【措置済み】(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討会の開催等による検討を踏まえた上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、小規模グループケア加算を算定している場合は、①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上とする要件のうちを満たさざりとも、重度障害児支援加算費を算定できることとした。なお、居室を1階に設ける要件については、重度障害児の火災時等の安全性の確保の観点から、小規模グループケア加算を算定している場合であっても、重度障害児支援加算費を算定する上で必要な要件とすることとした。 【措置済み】(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討会の開催等による検討を踏まえた上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等報酬改定する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_278	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部精神・障害保健室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(5)】文部科学省(3)厚生労働省(8) (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(4)】文部科学省(3)厚生労働省(10) 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。 【措置済み】(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局通知)	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_282	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局児童青少年課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【総務省(18)】国土交通省(19)(a) 空家等対策に関する特別措置法(平26法127) 代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迷かつ適切に行なうことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行な検討の際に併せて検討を行う。	—	【「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針】(平27国土交通省住宅局)を改正し、代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知した。	【総務省】【国土交通省】特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の一部改正について(令和元年地方分権改革促進法)(令和2年12月25日付け国土交通省住宅局・総務省大臣官房地域力創造審議官通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_283	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(11)】厚生労働省(33)(iv) 子ども・子育て支援法(平24法65) 企業主導型保育事業(59条の2)については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関が地方公共団体へ提供するよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。	—	企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ助成決定等の情報を提供することとした。	【内閣府】厚生労働省】企業主導型保育事業等の実施について(令和2年3月16日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_286	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省(18)】国土交通省(19)(iii) 空家等対策に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がないとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行な必要性等について判断を行なったの調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。	<令2> 5【総務省(14)】国土交通省(14) 空家等対策に関する特別措置法(平26法127) 空家等対策の推進に関する事例集(令和3年3月国土交通省HPに公表の上、市町村に周知した)が実施する空家等対策について、空家の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用について所有者の同意を得たための取組事例を、市町村に令和3年中に周知する。	空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用について所有者の同意を得たための取組事例についての事例集を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。	【国土交通省】空き家対策における事例集(令和3年3月国土交通省住宅局住宅総合整備課) 国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000042.htm	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_287	国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【環境省】 (5)自然環境整備交付金 自然環境整備交付金の申請手続については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請時における経費の積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知する。 【措置済み】(令和元年10月7日自然環境整備交付金等担当者説明会)	—	自然環境整備交付金の申請手続について、申請時における経費の積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知した。	【環境省】自然環境整備交付金等担当者説明会資料(令和元年10月7日)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_288	環境省自然環境局自然環境整備課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (12)水産業強化支援事業 水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。	—	水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金について、対象となる施設の改築の内容を通知により明確化した。	農林水産省】水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金において対象となる施設の改築の内容の明確化について(令和2年3月31付け水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_292	水産庁増殖推進部栽培養殖課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ii)介護福祉士実務者研修(40条2項5号)については、看護師及び准看護師が受講する場合に「医療的ケア」の科目的履修を免除するため、「社会福祉士養成施設及び看護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平30厚生労働省社会・援護局長)及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平30文部科学省高等教育部長、厚生労働省社会・援護局長)を令和元年版に改訂・改正する。	—	看護師又は准看護師の資格を有する者が実務者研修を受講する際、医療的ケアの科目的履修について免除可能とするため、改正通知を発出した。	厚生労働省】社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針についての一部改正について(令和2年3月6日付け文部科学省高等教育部長、厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針についての一部改正について(令和2年3月6日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_295	厚生労働省社会・援護局福基課
5【国土交通省】 (9)道軌運送法(昭26法183) (i)中山間地域における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【国土交通省】 (4)道軌運送法(昭26法183) (i)中山間地域における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送に係る78条3号に基づく許可については、輸送実態に合わせて対象となる期間に春期を追加するなどの見直しを行うとともに、当該許可に係る申請を年1回で足りるものとする。 【措置済み(令和3年8月26付け国土交通省自動車局貨物課長通知)】	輸送期における自家用車の活用について、輸送実態に合わせた輸送期の期間の見直し等を内容とする「年始及び夏期等輸送期におけるトラック輸送対策について(自動車交通局貨物課長通知、平成15年国自貨第91号)」の改正を実施した。	【国土交通省】年末及び夏期等輸送期におけるトラック輸送対策について(令和3年8月26付け国土交通省自動車交通局貨物課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_296	国土交通省自動車局貨物課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(3)(i)】 厚生労働省(5)(iv)】 出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の市町村が適当であると判断した場合は、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を里帰り先の市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えない旨を地方公共団体に通知する。	—	出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の市町村が適当であると判断した場合は、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を里帰り先の市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えない旨を地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】一時預かり事業の実施についての一部改正について(令和2年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_300	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	管 理 者	分 野	提 案 出 作 業 の 属 性	提 案 主 体	関 係 省 省	提 案 方 式	提 案 法 合 等	提 案 事 項 重 要 事 項	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 案 中 に お け る 被 保 険 の 規 則 要 領
R1	301	03.医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	健康保険法施行規則第53条、 医療機関診の頃の、 被保険者証の提示を求める 規制緩和 担当規則第3条	被保険者証のなりすまし利用への対策として、患者から 被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑惑がある と医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認 ができる身分証（マイナンバーカード・運転免許証 等）の提示を求めることができる規定を設けるよう求め る。	【被保険法】 健康保険法施行規則第53条(抜粋) 【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提出のみで保険診療が受けられることがなっているが、医療機関が被保険者証のなりすまし使用を疑った場合、医療機関が任意での患者に写真付身分等の提示をお願いしているところである。しかし、医療機関が患者に対して身分証等の提示を求める行為、患者が医療機関の求めに応じて身分証等を提示する行為については、どちらも任意行為の範囲であり、身分証等の提示を拒否されることも起り得、結果として、医療機関は被保険者証の提示を受けた以上その者に対して療養の提供を行わざるを得ない状況である。また、なりすまし受診については、未然に防ぐことができたものの、実例が確認されている中で、血液型やアレルギー等の情報を取扱える可能性もあり重大な医療事故につながる可能性が無いとは言えず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが透すれば解決するものと想料す。	https://teian.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/telanbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (2)健康保険法(大11注70) 保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭32厚生省令15)3条)については、保険医療機関の判断により、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能である旨を、保険医療機関等に令和元年度中に通知する。	—	保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認については、保険医療機関等が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能であることを通知した。 【厚生労働省】保険医療機関等において本人確認を実施する場合について(令和2年1月10日付け厚生労働省保健課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡) 【厚生労働省】保険医療機関等において本人確認を実施する場合について(令和2年1月10日付け)保育室0110第1号、保育室0110第1号、保育室0110第1号、保育室0110第1号厚生労働省保健局保健課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療課長通知)		https://www.mato.go.jp/bunken-suishin/seisanbousyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_301	厚生労働省保険局保険課